

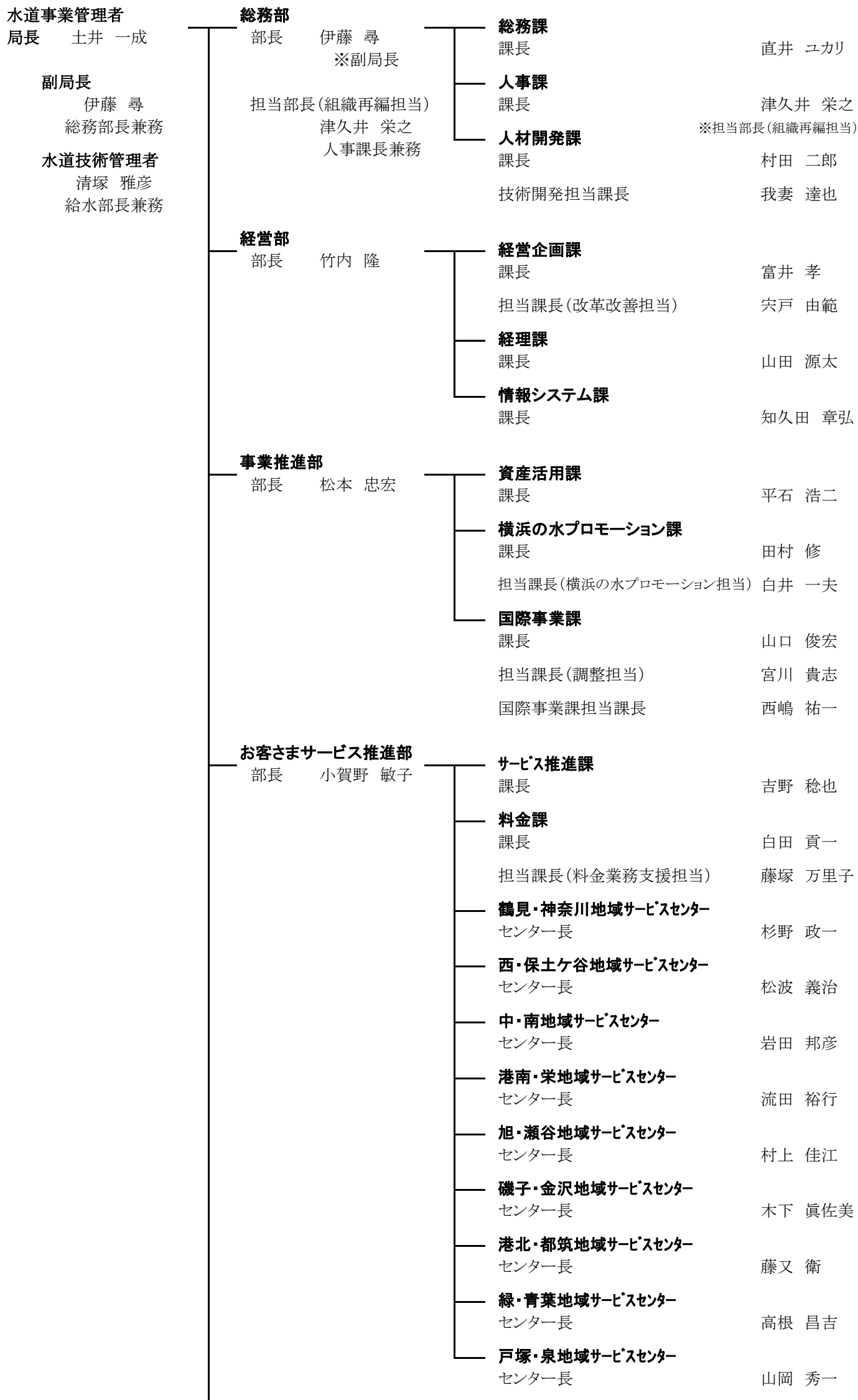
機 構 及 び 事 務 分 掌

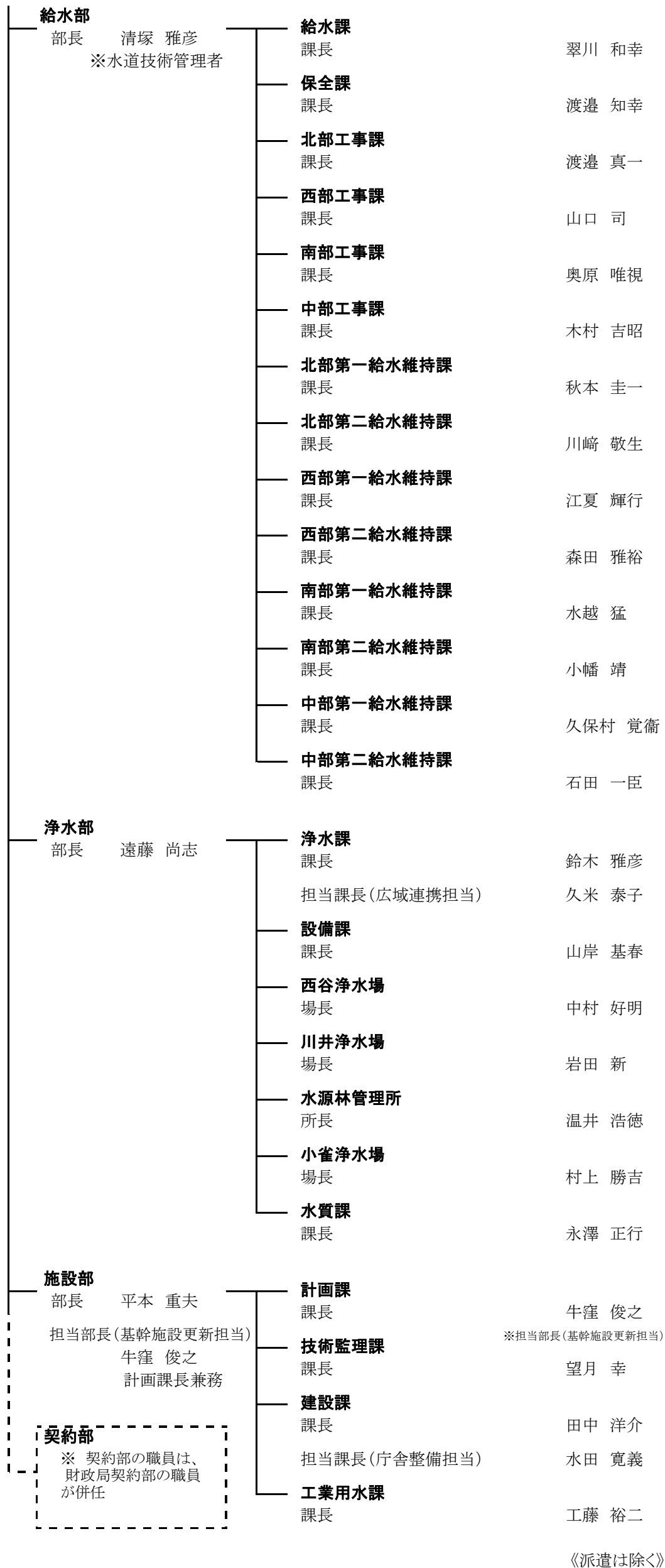
平成 26 年 5 月
水 道 局

目 次

機 構 図	—————	1	～	2
事務分掌	—————	3	～	22

水道局機構図(平成26年5月14日現在)





《派遣は除く》

水道局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書及び統計に関する事。
- (3) 条例、規則及び規程等に関する事。
- (4) 市会議案の審査に関する事。
- (5) 不服申立て及び訴訟等に関する事。
- (6) 庁中の取締りに関する事。
- (7) 危機管理対策に係る計画（計画課の主管に属するものを除く。）及び実施の総合調整に関する事。
- (8) 自動車の総括的管理及び課（場及び第3条第1項に定める課及び場に準ずる事業所を含む。以下この条において同じ。）に属する自動車の運行、整備その他管理に関する事。
- (9) 部内の連絡調整に関する事。
- (10) 他の部及び課の主管に属しない事。

人事課

- (1) 人事及び組織に関する事。
- (2) 職員の任免、分限、賞罰その他身分取扱に関する事。
- (3) 職員の給与及び服務に関する事。
- (4) 退職年金及び退職給与金等に関する事。
- (5) 職員の職階制に関する事。
- (6) 職員の労働条件及び団体交渉に関する事。
- (7) 労働協約及び苦情処理に関する事。
- (8) 職員の福利厚生に関する事。
- (9) 職員の安全衛生に関する事。
- (10) 職員共済組合に係る連絡調整に関する事。
- (11) 水道局職員厚生会に関する事。
- (12) その他労務に関する事。

人材開発課

- (1) 職員の研修に関すること。
- (2) 人材育成に関する企画、立案、調査、研究及び実施に関すること。
- (3) 研修施設の維持管理に関すること。
- (4) 局内に導入する新技術に関する調査、研究及び開発並びに既存技術の改良に関すること。
- (5) その他研修に関すること。

経営部

経営企画課

- (1) 事業経営に係る基本計画の企画、立案及び進行管理に関すること。
- (2) 事業経営に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 事業経営の効率化に係る企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 事業経営の資料の収集、分析及び調査に関すること。
- (5) 事務改善に関すること。
- (6) 事務事業の監察に関すること。
- (7) その他経営に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

経理課

- (1) 予算の編成及び執行の管理に関する事。
- (2) 収入及び支出に関する事。
- (3) 企業債及び一時借入金に関する事。
- (4) 財務諸表の作成その他決算に関する事。
- (5) 剰余金の処分及び積立金に関する事。
- (6) 業務状況の公表及び事業報告書に関する事。
- (7) 財務会計の電子計算機処理に関する事。
- (8) 収支証書類の整理及び保管に関する事。
- (9) 金銭の出納及び保管に関する事。
- (10) 資金計画及び資金運用に関する事。
- (11) 有価証券の出納及び保管に関する事。
- (12) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
- (13) その他経理に関する事。
- (14) 工事、製造等請負契約に関する事（契約第一課の主管に属するものを除く。）。
- (15) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入及び賃借等に係る契約に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (16) 物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名業者選定委員会に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (17) その他契約に関する事（契約部の主管に属するものを除く。）。

情報システム課

- (1) 電子計算機事務の総括に関する事。
- (2) 情報化の推進に係る調査、企画及び調整に関する事。
- (3) 電子計算機及びネットワークに係る企画及び調整に関する事。
- (4) 電子計算機及びネットワークの維持管理に関する事。
- (5) 情報セキュリティに関する事。

事業推進部

資産活用課

- (1) 局資産（知的財産等を含む。）の活用に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 不動産の取得、処分及び総括的管理に関すること。
- (3) 普通財産の管理及び貸付けに関すること。
- (4) 行政財産の使用許可及び貸付けに関すること。
- (5) 不動産の取得に伴う補償に関すること。
- (6) 地上権の設定に関すること。
- (7) 土地台帳の作成及び保存に関すること。
- (8) 公舎の使用及び維持管理に関すること。
- (9) 物品（水道メーターを除く。）の出納及び保管に関すること。
- (10) 資産のたな卸しに関すること。
- (11) 財産の損害保険に関すること。
- (12) 部内の連絡調整に関すること。
- (13) 部内の他の課の主管に属しないこと。

横浜の水プロモーション課

- (1) 水道事業における販売推進、水道水の利用促進等に係る企画、立案、調整及び実施に関すること。
- (2) 水のペットボトル詰等に係る製造及び販売に関する総括及び実施に関すること。
- (3) 水のペットボトル詰等に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (4) 広報に関すること。
- (5) 水道記念館に関すること。

国際事業課

- (1) 海外の水道事業者等との交流に関すること。
- (2) 国際事業を通じた人材育成に関すること。
- (3) 国際事業の実施及び局内外の調整に関すること。
- (4) 横浜水ビジネス協議会に関すること（上水道に係るものに限る。）。
- (5) 横浜ウォーター株式会社に関すること。

お客さまサービス推進部

サービス推進課

- (1) お客さまサービスの総括に関すること。
- (2) 地域サービスセンターにおける販売推進活動（水のペットボトル詰等に係るものを含む。）の調整に関すること。
- (3) お客さまサービスセンターの業務の総括及び支援に関すること。
- (4) お客さま満足度に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (5) お客さま満足度の向上に係る施策の企画、立案、調査及び調整に関すること。
- (6) 広聴に関すること。
- (7) 部内の連絡調整に関すること。
- (8) 部内の他の課の主管に属しないこと。

料金課

- (1) 料金事務の総括に関すること。
- (2) 料金事務の連絡調整に関すること。
- (3) 下水道使用料の受託徴収に関すること。
- (4) 水道料金等に係る電子計算機による業務処理に関すること。
- (5) 水道料金等に係る電子計算業務等の管理に関すること。
- (6) 水道料金の未納対策に関すること。
- (7) 検針業務及び料金整理事務の委託化に関すること。
- (8) 料金支払の利便性向上に向けた調査、企画及び実施に関すること。
- (9) 部内の内部監察及び委託業務の評価に関すること。
- (10) 委託業務に関する研修の企画及び実施に関すること。

給水部

給水課

- (1) 配水施設の新設、増設及び改良工事の調査に関すること。
- (2) 配水管等の漏水に関すること。
- (3) 水道施設図の作成、整理及び保管に関すること。
- (4) 図面管理システムに係る管路情報の収集及び管理に関すること。
- (5) 部内の連絡調整に関すること。
- (6) 部内の他の課の主管に属しないこと。

保全課

- (1) 配水施設の管理及び保全に係る総合調整に関すること。
- (2) 給水装置並びに水槽及びこれに直結する給水用具（水道メーターの検針に係る装置を除く。）の情報収集に関すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (4) 水道法（昭和32年法律第177号）第17条第1項の規定に基づく給水装置の立入検査に関すること。
- (5) 貯水槽水道の巡回点検に係る企画及び実施の総括に関すること。
- (6) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査の総括に関すること。
- (7) 水道利用加入金に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 水道メーターに関すること（給水維持課の主管に属するものを除く。）。

北部工事課

- (1) 鶴見区、神奈川区、港北区及び都筑区（以下「北部地域」という。）並びに旭区、緑区、青葉区、泉区及び瀬谷区（以下「西部地域」という。）における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 北部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（北部第一給水維持課、北部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 北部地域における工事負担金の徴収に関すること（北部第一給水維持課及び北部第二給水維持課の主管に属するものを除く。）。
- (4) その他北部地域における配水管等の工事に関すること（北部第一給水維持課、北部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 災害時その他管理者が認めた場合の北部地域以外における前3条に規定している業務に関すること。

西部工事課

- (1) 西部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（西部第一給水維持課、西部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 西部地域における工事負担金の徴収に関すること（西部第一給水維持課及び西部第二給水維持課の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他西部地域における配水管等の工事に関すること（西部第一給水維持課、西部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の西部地域以外における前3条に規定している業務に関すること。

南部工事課

- (1) 港南区、磯子区、金沢区、戸塚区及び栄区（以下「南部地域」という。）並びに西区、中区、南区及び保土ヶ谷区（以下「中部地域」という。）における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 南部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（南部第一給水維持課、南部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 南部地域における工事負担金の徴収に関すること（南部第一給水維持課及び南部第二給水維持課の主管に属するものを除く。）。
- (4) その他南部地域における配水管等の工事に関すること（南部第一給水維持課、南部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 災害時その他管理者が認めた場合の南部地域以外における前3条に規定している業務に関すること。

中部工事課

- (1) 中部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（中部第一給水維持課、中部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 中部地域における工事負担金の徴収に関すること（中部第一給水維持課及び中部第二給水維持課の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他中部地域における配水管等の工事に関すること（中部第一給水維持課、中部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の中部地域以外における前3条に規定している業務に関すること。

北部第一給水維持課

- (1) 港北区及び都筑区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 港北区及び都筑区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 港北区及び都筑区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（北部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 港北区及び都筑区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 港北区及び都筑区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 港北区及び都筑区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 港北区及び都筑区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（北部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 港北区及び都筑区における給水装置及び給水装置工事に係る横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号。以下「水道条例」という。）の違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 港北区及び都筑区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 港北区及び都筑区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 港北区及び都筑区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 港北区及び都筑区における運搬給水等に関すること。
- (13) 港北区及び都筑区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 港北区及び都筑区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他港北区及び都筑区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の港北区及び都筑区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

北部第二給水維持課

- (1) 鶴見区及び神奈川区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 鶴見区及び神奈川区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 鶴見区及び神奈川区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（北部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 鶴見区及び神奈川区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 鶴見区及び神奈川区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 鶴見区及び神奈川区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 鶴見区及び神奈川区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（北部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 鶴見区及び神奈川区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 鶴見区及び神奈川区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 鶴見区及び神奈川区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 鶴見区及び神奈川区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 鶴見区及び神奈川区における運搬給水等に関すること。
- (13) 鶴見区及び神奈川区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 鶴見区及び神奈川区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他鶴見区及び神奈川区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の鶴見区及び神奈川区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

西部第一給水維持課

- (1) 旭区、泉区及び瀬谷区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 旭区、泉区及び瀬谷区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 旭区、泉区及び瀬谷区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（西部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 旭区、泉区及び瀬谷区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（西部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 旭区、泉区及び瀬谷区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 旭区、泉区及び瀬谷区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 旭区、泉区及び瀬谷区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 旭区、泉区及び瀬谷区における運搬給水等に関すること。
- (13) 旭区、泉区及び瀬谷区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の旭区、泉区及び瀬谷区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

西部第二給水維持課

- (1) 緑区及び青葉区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 緑区及び青葉区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 緑区及び青葉区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（西部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 緑区及び青葉区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 緑区及び青葉区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 緑区及び青葉区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 緑区及び青葉区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（西部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 緑区及び青葉区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 緑区及び青葉区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 緑区及び青葉区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 緑区及び青葉区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 緑区及び青葉区における運搬給水等に関すること。
- (13) 緑区及び青葉区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 緑区及び青葉区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他緑区及び青葉区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の緑区及び青葉区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

南部第一給水維持課

- (1) 磯子区及び金沢区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 磯子区及び金沢区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 磯子区及び金沢区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（南部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 磯子区及び金沢区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 磯子区及び金沢区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 磯子区及び金沢区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 磯子区及び金沢区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（南部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 磯子区及び金沢区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 磯子区及び金沢区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 磯子区及び金沢区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 磯子区及び金沢区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 磯子区及び金沢区における運搬給水等に関すること。
- (13) 磯子区及び金沢区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 磯子区及び金沢区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他磯子区及び金沢区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の磯子区及び金沢区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

南部第二給水維持課

- (1) 港南区、戸塚区及び栄区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 港南区、戸塚区及び栄区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 港南区、戸塚区及び栄区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（南部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 港南区、戸塚区及び栄区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 港南区、戸塚区及び栄区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 港南区、戸塚区及び栄区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 港南区、戸塚区及び栄区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（南部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 港南区、戸塚区及び栄区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 港南区、戸塚区及び栄区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 港南区、戸塚区及び栄区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 港南区、戸塚区及び栄区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 港南区、戸塚区及び栄区における運搬給水等に関すること。
- (13) 港南区、戸塚区及び栄区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 港南区、戸塚区及び栄区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他港南区、戸塚区及び栄区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の港南区、戸塚区及び栄区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

中部第一給水維持課

- (1) 中区及び南区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 中区及び南区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 中区及び南区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（中部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 中区及び南区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 中区及び南区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 中区及び南区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 中区及び南区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（中部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 中区及び南区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 中区及び南区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 中区及び南区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 中区及び南区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 中区及び南区における運搬給水等に関すること。
- (13) 中区及び南区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 中区及び南区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他中区及び南区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の中区及び南区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

中部第二給水維持課

- (1) 西区及び保土ヶ谷区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 西区及び保土ヶ谷区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 西区及び保土ヶ谷区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（中部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 西区及び保土ヶ谷区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 西区及び保土ヶ谷区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 西区及び保土ヶ谷区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 西区及び保土ヶ谷区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（中部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 西区及び保土ヶ谷区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 西区及び保土ヶ谷区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 西区及び保土ヶ谷区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 西区及び保土ヶ谷区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 西区及び保土ヶ谷区における運搬給水等に関すること。
- (13) 西区及び保土ヶ谷区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 西区及び保土ヶ谷区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他西区及び保土ヶ谷区における給水装置工事に関すること。
- (16) 災害時その他管理者が認めた場合の西区及び保土ヶ谷区以外における第1号から第3号まで、第7号、第9号及び第12号に規定している業務に関すること。

浄水部

浄水課

- (1) 水運用に係る電子計算機システムの運用及び保守に関すること（浄水場の主管に属するものを除く。）。
- (2) 水運用に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。
- (3) 水運用及び浄水技術に係る調査及び研究に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の大規模改良工事（電機計装設備に係るものを除く。）の計画、設計、調査及び研究に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 部内の電子計算機システムの新設工事の設計及び施行に関すること。
- (6) 道志の森の整備に係るボランティア活動支援の企画及び調整に関すること。
- (7) 道志水源基金等に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

設備課

- (1) 電機計装設備工事（庁舎等の電機計装設備工事を除く。以下この部中同じ。）に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- (2) 電機計装設備工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- (3) 電機計装設備（庁舎等の電機計装設備を除く。以下この部中同じ。）の設計積算システムに関すること。
- (4) 電機計装設備工事の精算事務に関すること。
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 43 条に規定する主任技術者に関すること。
- (6) 電機計装設備の保全計画及び技術的調整に関すること。
- (7) 無線局に関すること。
- (8) 電機計装設備に係る建設改良事業の工事の計画及び設計に関すること。

西谷浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区都岡町 8 番地先）より下流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より下流（以下「青山系統等の下流」という。）の導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 青山系統等の下流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 青山系統等の下流の導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 青山系統等の下流の導水、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。

川井浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区都岡町 8 番地先）より上流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より上流（以下「青山系統等の上流」という。）の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 青山系統等の上流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。

小雀浄水場

- (1) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 寒川系統の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。

水質課

- (1) 水源並びに原水、ろ過水、浄水、工業用水及び市内給水栓水の水質に係る試験（浄水場が浄水処理に伴い行う試験を除く。）、調査及び研究に関すること。
- (2) 水質に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。

施設部

計画課

- (1) 水源の確保に関する計画及び調査に関すること。
- (2) 水需要の実態及び予測に関すること。
- (3) 取水、導水、浄水、送水及び配水施設の新設、増設及び改良の計画及び調査に関すること（給水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 神奈川県内広域水道企業団に関すること。
- (5) 水道事業の広域的施設整備に関すること。
- (6) 基幹施設整備事業に係る財源の確保に関すること。
- (7) 職務発明に関すること。
- (8) 水道施設の災害対策に係る計画に関すること。
- (9) 部内の連絡調整に関すること。
- (10) 部内の他の課の主管に属しないこと。

技術監理課

- (1) 工事の安全監理に関すること。
- (2) 請負工事の検査に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 局職員等に対する水道技術に係る指導に関すること（人事部人材開発課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 土木工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 設計積算システムに関すること。
- (6) 土木工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。
- (8) 設計、測量及び地質調査の委託に係る検査評定基準及び設計積算基準に関すること。
- (9) 災害対策拠点の施設及び設備の点検に関すること。
- (10) 工事施行に起因する家屋等の損害に係る事務の指導及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

建設課

- (1) 基幹施設整備事業（給水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）
その他これに準ずる建設改良事業（以下「基幹施設整備事業等」という。）
の工事の設計及び施行に関する事。
- (2) 基幹施設整備事業等の執行管理及び精算事務に関する事。
- (3) 庁舎等の施設に係る修繕工事の執行管理及び精算事務に関する事
（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 庁舎等の施設に係る建設改良事業の工事の計画、設計及び施行に関する事。
- (5) 庁舎等の施設に係る修繕工事の施行に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 庁舎等の電機計装設備工事に関する事。

工業用水課

- (1) 工業用水道による給水の申込みその他諸届の受付及び処理に関する事。
- (2) 横浜市工業用水道条例（昭和35年10月横浜市条例第21号。以下「工業用水道条例」という。）に基づく給水施設工事の設計及び施行に関する事。
- (3) 工業用水道に係る水量メーターの管理に関する事。
- (4) 工業用水道料金その他工業用水道条例に基づく諸収入に関する事。
- (5) 工業用水道の使用水量の計量及び認定に関する事。
- (6) 工業用水道条例違反の取締り及び滞納処分に関する事。
- (7) 工業用水道の断水及び給水制限に関する事。
- (8) 工業用水道料金の減免に関する事。
- (9) 工業用水道の建設改良事業等の計画及び調査に関する事。
- (10) 工業用水道工事負担金の収入に関する事。
- (11) 工業用水道の建設改良並びに維持工事の設計及び施行に関する事。
- (12) 工業用水道の企画及び調査に関する事。
- (13) その他工業用水道に係る浄水、送水、配水及び給水並びに工業用水道施設の維持管理に関する事。

契約部

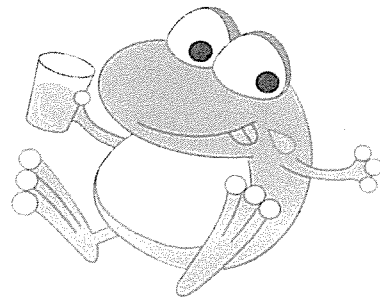
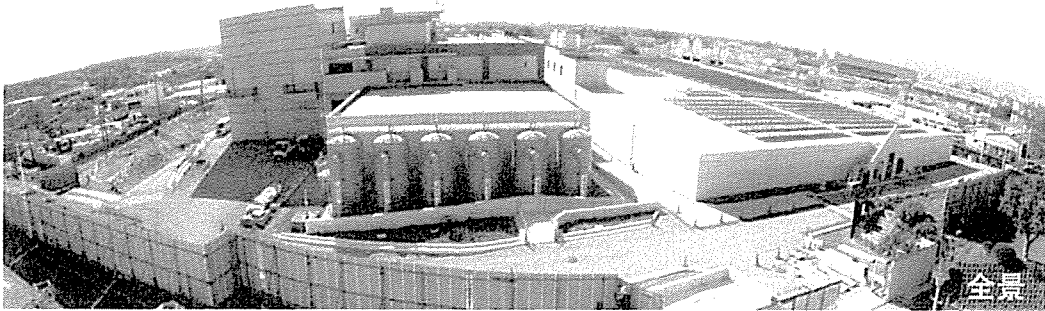
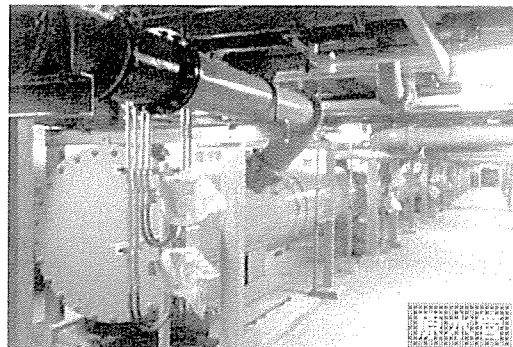
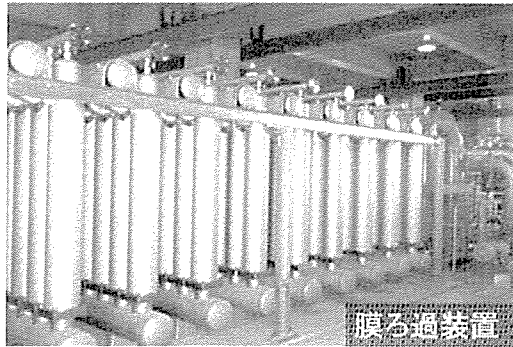
契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関すること。
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関すること。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査委員会及び工事請負等指名業者選定委員会に関すること。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関すること。
- (7) 工事、製造等請負に係る低入札価格調査委員会に関すること。
- (8) 調達契約に係る公告等に関すること。
- (9) 部内他の課の主管に属しないこと。

契約第二課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関すること。
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関すること。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名業者選定委員会に関すること。
- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関すること。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (7) 委託契約に係る低入札価格調査委員会に関すること。

平成26年度 水道局事業概要



新川井浄水場「セラロッカ」
(平成26年4月稼動)

目 次

I 水道事業会計

予算概況	-----	1
水道局予算の施策体系	-----	3
主要事業	-----	4

II 工業用水道事業会計

予算概況	-----	15
主要事業	-----	15

III 参考

予算概要表

水道事業会計	-----	17
工業用水道事業会計	-----	19

予算概況

平成26年度は、年間の総給水量が引続き減少する厳しい経営環境が見込まれますが、3年目となる「水道事業中期経営計画（平成24年度～27年度）」を着実に推進するとともに、防災・減災対策など全市的な課題に積極的に対応する必要があります。このため、徹底した経費削減や資産活用により財源を確保し、水道施設の更新・耐震化の推進や災害対策の強化、環境保全や国際関連事業の推進などに積極的に取り組みます。また、将来にわたる持続可能な事業運営に向け、企業債残高を縮減します。

施策や事業の実施にあたっては、様々な担い手とそれぞれの強みを生かした公民連携を推進するなど、成長戦略に欠かすことのできない民間の力を最大限取り入れることにより、市内企業の育成や経済の活性化に繋げていきます。

(1) 水道料金収入

給水戸数は増加しているものの、一戸あたりの使用水量が減少していることから、税抜ベースでは25年度に比べ7億円程度の減収を見込んでいます。なお、消費税率の引き上げに伴い、予算額は10億円増（1.4%）の715億円を計上しています。

(2) 施設の老朽化対策や耐震化のための事業費の確保

安全で良質な水を安定してお届けするため、水道施設の老朽化対策や耐震化が大きな課題となっています。このため、厳しい経営環境の中においても、さらなる経費削減や財源確保に取り組むことにより、357億円の施設等整備費を確保しました。

26年度は、PFI手法で整備を進めてきた川井浄水場が稼働するほか、消火栓の漏水事故を未然に防ぐための補強工事や道路内老朽給水管の改良を促進する事業などを行います。

※施設等整備費・修繕費等(収益的支出)と建設改良費等(資本的支出)の合計

(3) 環境保全や国際関連事業推進のための予算の計上

再生可能エネルギーの活用や市民・企業との協働による水源地保全のための事業費を増額するなど、環境未来都市として積極的に環境への貢献に取り組みます。

また、第3回アジア地域上水道事業幹部フォーラムの横浜開催をはじめとした国際貢献や横浜ウォーター株式会社と連携した海外水ビジネス展開のための予算を計上し、企業性を発揮した活力ある事業を推進します。

(4) 経費の削減と財源の確保

業務の見直しによる職員定数68人の削減や事業の見直しによる工事コストの縮減などにより20億円の経費を削減するとともに、資産の有効活用などにより4億円の財源を確保します。

また、地域のお客さまに関連する事務所の統合などを進めることにより、お客さまにとって分かりやすいサービスの提供を実現するとともに、より効率的な事業運営を行っていきます。

(5) 純損益、累積資金残額と企業債残高

当年度純損益は、地方公営企業会計制度見直しの影響により63億円の赤字予算となります。これは、退職給付引当金の不足額135億円などを特別損失に一括計上するという26年度限りの要因によるものです。

累積資金残額については、従前の引当金制度の廃止などに伴い、25年度に比べ14億円増の153億円となります。

また、企業債残高は、36億円減の1,721億円と見込んでいます。

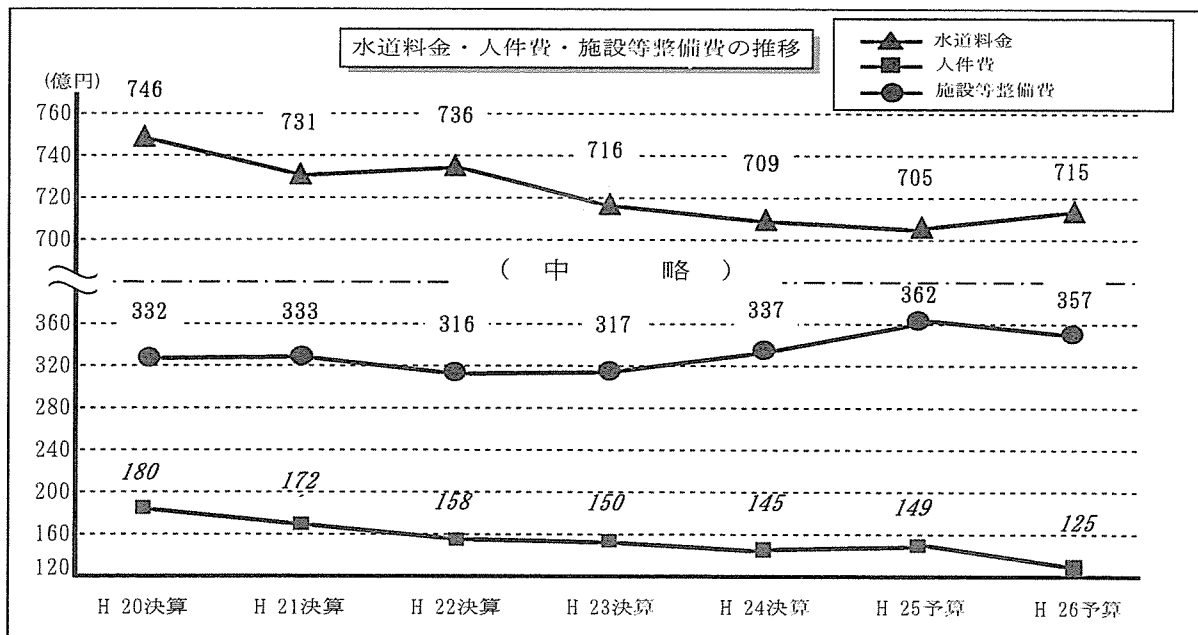
【業務の予定量】

区 分	平成26年度	平成25年度	増△減	増減率(%)
給 水 戸 数	1,777,000戸	1,768,000戸	9,000戸	0.5
年 間 総 給 水 量	419,385,000m ³	426,320,000m ³	△ 6,935,000m ³	△ 1.6
1 日 平 均 給 水 量	1,149,000m ³	1,168,000m ³	△ 19,000m ³	△ 1.6
職 員 計 画	1,397人	1,465人	△ 68人	△ 4.6

【財政収支】

(単位：百万円)

区 分	平成26年度当初予算	平成25年度当初予算	増△減	増減率(%)
収益的収入	90,736	82,849	7,887	9.5
うち水道料金	71,488	70,535	953	1.4
収益的支出	95,359	80,360	14,999	18.7
うち人件費	12,465	14,850	△ 2,385	△ 16.1
うち物件費等	23,579	22,562	1,017	4.5
うち動力費	2,485	2,233	252	11.3
うち修繕費等	9,126	8,466	660	7.8
うち支払利息等	3,993	3,839	154	4.0
うち特別損失	14,708	99	14,609	14,756.8
差 引	△ 4,623	2,489	△ 7,112	—
当 年 度 純 損 益	△ 6,300	1,351	△ 7,651	—
資本的収入	9,684	12,357	△ 2,673	△ 21.6
うち企業債	7,000	8,400	△ 1,400	△ 16.7
資本的支出	37,213	38,405	△ 1,192	△ 3.1
うち建設改良費等	26,559	27,696	△ 1,137	△ 4.1
うち企業債償還金	10,570	10,594	△ 24	△ 0.2
差 引	△ 27,529	△ 26,048	△ 1,481	—
当 年 度 資 金 収 支	908	△ 2,547	3,455	—
累 積 資 金 残 額	15,319	13,923	1,396	—
企 業 債 残 高	172,134	175,704	△ 3,570	—



※施設等整備費とは、修繕費等と建設改良費等の合計 (35,685百万円)

平成26年度水道局予算の施策体系

新 は新規事業
 拡 は拡充事業

中期経営計画
 における
 施策の方向性

〔施策目標〕

〔主要事業〕

安全・安心な水

1 トップレベルの安全でおいしい水

- (1) 道志水源林の保全
- (2) 相模湖及び津久井湖の水質保全対策等の促進
- (3) 新 川井浄水場の稼働
- (4) 西谷浄水場の施設再整備に向けた検討
- (5) 塩素注入量の低減化
- (6) 拡 水質管理の強化

2 蛇口にいつでも新鮮な水

- (1) 鉛製給水管の早期解消
- (2) 子供たちが水道水を飲む文化を育む事業
- (3) 新 貯水槽水道巡回点検

3 災害に強い信頼のライフライン

- (1) 取水・導水施設の耐震補強
- (2) 浄水場等の整備
- (3) 配水池等の整備
- (4) 電機・計装設備等の保全と計画的更新
- (5) 配水幹線の整備
- (6) 送水機能の強化
- (7) 老朽管更新・管網整備による配水管の耐震化
- (8) 配水管の腐食性土壌対策
- (9) 震災時の重要拠点施設への管路の耐震化
- (10) 拡 消火栓補修弁補強事業
- (11) 拡 ポンプ場における停電対策等の強化
- (12) 中村町事務所の再整備
- (13) 新 道路内老朽給水管改良促進事業

環境への貢献

4 環境にやさしい水道システム

- (1) 拡 再生可能エネルギーの有効活用
- (2) 市民ボランティアとの協働による水源林の整備
- (3) 水源エコプロジェクトW-eco・p(ウィコップ)
- (4) 拡 水源環境保全の普及

5 お客さま満足度の高い水道サービス

- (1) 地域に身近なサービスの提供
- (2) 市民との協働による応急給水対策の強化
- (3) 「はまっ子どうし The Water」を通じたプロモーション
- (4) 「横浜のおいしい水」検定

信頼のサービス

6 創造と挑戦の活力ある企業精神

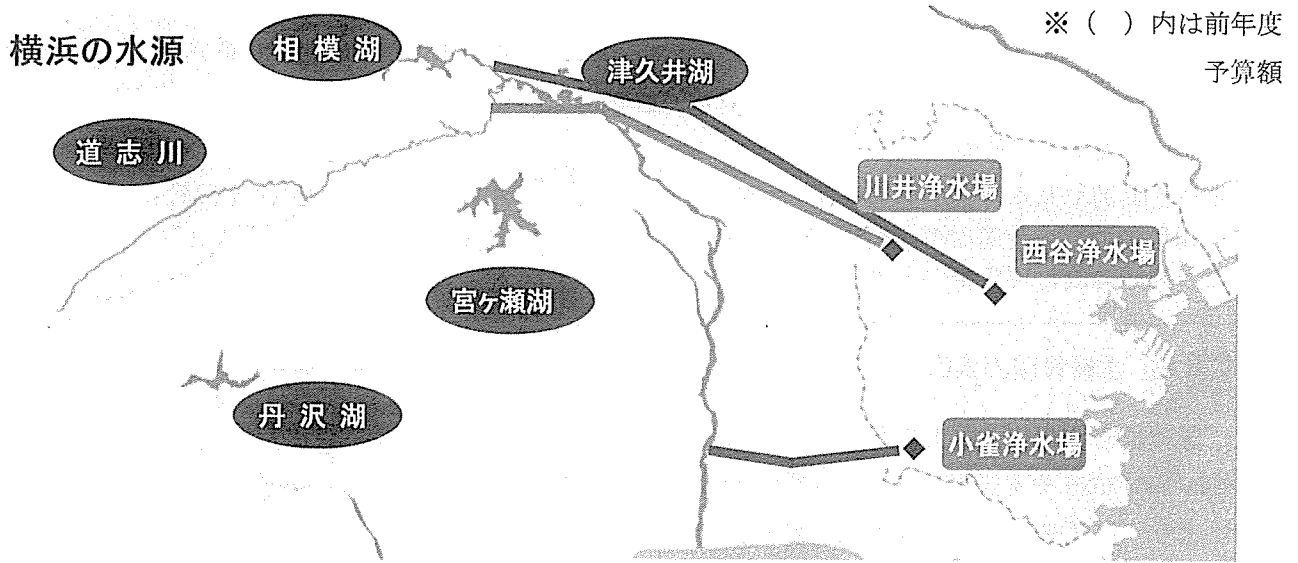
- (1) 業務の効率化・事業見直しによる経費削減と資産の有効活用
- (2) 拡 事務所の統合
- (3) 水道事業に係る新たなビジョンの検討
- (4) 障害者就労施設への自立支援
- (5) 水道事業における国際貢献の推進
- (6) 拡 海外水ビジネス展開への支援
- (7) 横浜ウォーター(株)と連携したビジネス展開

主要事業

新 は新規事業

拡 は拡充事業

1 トップレベルの安全でおいしい水



(1) 道志水源林の保全 ——— 8,070 万円
(5,728 万円)

山梨県道志村に水道局が保有する水源かん養林(2,873ヘクタール)を計画的に整備するとともに、28年度からスタートする「第11期管理計画(H28~H37)」の検討を進めます。

- 26年度整備面積 78ヘクタール
18~26年度末
- 累計整備面積 1,105ヘクタール

(2) 相模湖及び津久井湖の水質保全対策等の促進 ——— 3億7,629万円
(3億6,679万円)

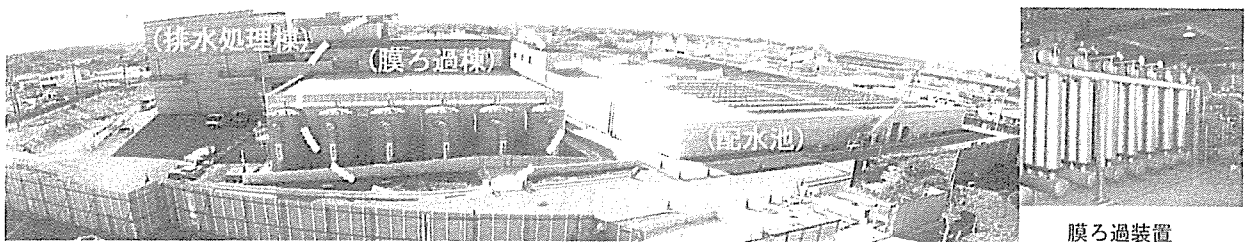
水源水質保全のため、神奈川県等関係利水者と共同で、相模湖及び津久井湖に設置した*エアレーション装置により水道水のカビ臭の原因となるアオコの増殖を抑制します。また、相模湖の湖底にたまった土砂を除去すること等により、貯水容量の回復を図ります。

*エアレーション装置
水中に空気を送り込み湖の水を循環させる装置

新 (3) 川井浄水場の稼働 ——— 13億4,233万円
(— 万円)

PFI手法により21年度から整備を進めてきた川井浄水場(愛称:セラロッカ)は、26年度から運転を開始しました。新たに稼働した川井浄水場は、膜ろ過施設として、国内最大の規模となります。なお、施設整備費と維持管理費などをあわせたPFI事業費は、総額で約277億円となっており、45年度まで毎年度約13億円を支払う予定です。

- 浄水能力: 172,800 m³/日 ← 106,400 m³/日 (+66,400 m³/日)
- 給水戸数: 31万戸 ← 19万戸 (+12万戸)
- 事業期間: 施設整備 21~25年度 運転維持管理 26~45年度
- 事業者: ウォーターネクスト横浜(株)



(4) 西谷浄水場の施設再整備に向けた検討 820 万円
(2,650 万円)

西谷浄水場では、既存施設の耐震化を順次進めるとともに、横浜独自の水質目標を達成し、安全でおいしい水を供給するため、かび臭等への対策が必要となっています。

- 企業と共同で原水に応じた活性炭の研究
- 有識者による、最適な浄水処理方法の検討
- 西谷周辺施設の再整備のあり方、基本計画を策定

(5) 塩素注入量の低減化 7,381 万円
(5,380 万円)

安全な水を供給するためには、蛇口で一定の塩素濃度を確保する必要がありますが、一方で塩素は水道水のカルキ臭の原因となります。

このため、蛇口における残留塩素濃度を把握する自動水質測定装置を設置し、塩素注入量の低減化を図ります。

- 自動水質測定装置設置済か所数 62 か所

〔拡〕 (6) 水質管理の強化

6,096 万円
(565 万円)

国際規格 ISO9001 による品質管理体制を継続するとともに、ISO/IEC17025 や水道 GLP により水質検査体制を強化しています。これにより、臭気や鉛、消毒副生成物であるトリハロメタンなど「安全」や「おいしさ」の 8 項目について、国の水質基準よりもさらに厳しい横浜独自の水質目標の達成を目指します。

26 年度は、西谷浄水場のかび臭対策（活性炭注入）を適切に管理するため、新たに自動かび臭測定装置を設置します。

※ 水道 GLP: 水道水質部門等が水質検査結果の精度と信頼性の保証を確保するための認定基準（25 年 1 月取得）



水質検査

2 蛇口にいつでも新鮮な水

(1) 鉛製給水管の早期解消

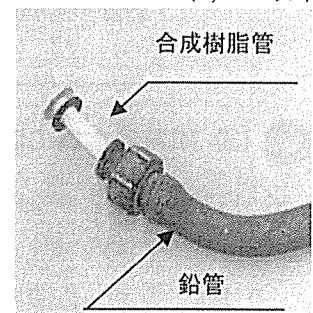
4,572 万円
(4,707 万円)

宅地内部分の鉛製給水管について、引き続き助成制度と*パイプイン・エコ工法により改良を進めます。

- 24 年度実績 5,800 か所 24 年度末改良累計 50,100 か所

*パイプイン・エコ工法

水道局が 8 年ごとに行う水道メーターの満期取替時に、水道局負担で鉛製給水管の中に合成樹脂製の管を挿入して内側を被覆し、鉛の溶出を防ぐ廉価で簡易的な工法



パイプイン・エコ工法

(2) 子供たちが水道水を飲む文化を育む事業 6,000 万円
(6,000 万円)

教育委員会が改修を予定している小中学校等に対し助成することで、水飲み場の直結給水を促進し、子供たちが冷たくておいしい水を飲むことができるようにするとともに、水道水の信頼を高めます。

- H26 助成対象校 15 校 (H17~H26 累計 233 校)
- 計画：市立小・中学校 501 校

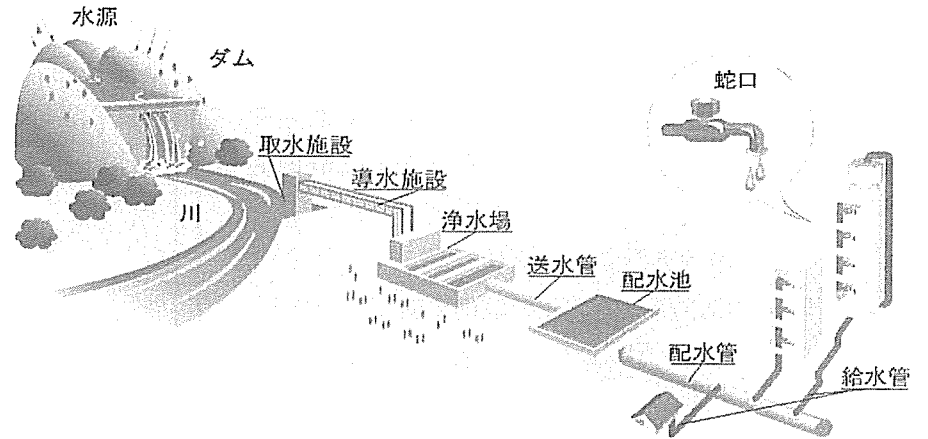
〔新〕 (3) 貯水槽水道巡回点検 1,000 万円
(-)

貯水槽水道の管理水準の向上を図るため、健康福祉局と連携し、管理状況の定期検査の義務づけのない 8 m³以下の小規模受水槽水道を対象に、5 年間で管理状況等を点検します。

- 26 年度巡回点検予定数：1,360 件
(点検対象施設：6,800 件)

3 災害に強い信頼のライフライン

水源から
蛇口まで



(1) 取水・導水施設の耐震補強

4億6,965万円
(11億8,620万円)

災害等における停電時にも安定して原水が確保できるよう、自然流下である相模湖系統の取水・導水施設の耐震化を進めます。

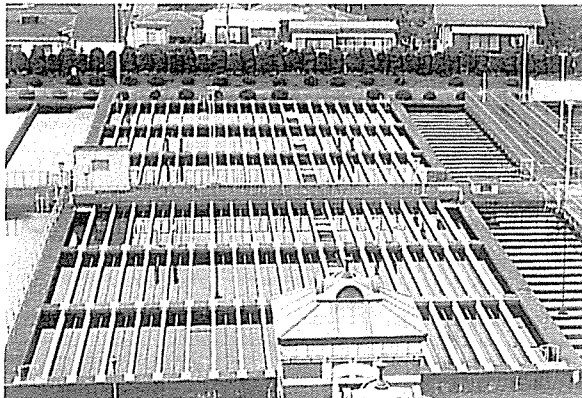
- ・相模原沈でん池耐震補強工事
- ・相模湖系導水路改良工事（基本設計） ほか

(2) 浄水場等の整備

15億1,004万円
(11億5,278万円)

浄水場は飲料水を製造する根幹となる施設であり、災害時にも安定した浄水処理を可能とするため、耐震化を進めます。また、水処理の安定性を継続させるため、浄水設備の更新等を行います。

- 浄水場耐震化等 7億9,727万円
 - ・西谷浄水場沈でん池耐震補強工事 ほか
- 浄水設備更新等 7億1,277万円
 - ・馬入川系統活性炭注入設備更新工事 ほか



西谷浄水場沈でん池

(3) 配水池等の整備

22億1,842万円
(20億3,361万円)

配水池は市内の水需要に応じて水量を調節する施設ですが、災害時には応急給水拠点となることから、災害時の飲料水確保等のため、配水池を築造するとともに既存配水池の耐震化を進めます。

- 配水池の築造等 14億900万円
 - ・（仮称）鶴ヶ峰上部・下部配水池築造工事
- 既存配水池の耐震化等 8億942万円
 - ・三保配水池耐震補強工事 ほか



配水池耐震補強工事

(4) 電機・計装設備等の保全と計画的更新 — 20億1,409万円
(18億4,860万円)

浄水場や配水池等の水道施設では、ポンプなどの電機設備や圧力・流量等を測定・制御する様々な計装設備が稼動しています。お客さまへ安全な水を安定してお届けするため、これらの設備を効率的に保全していくとともに計画的に更新します。

- ・小雀浄水場計装設備更新工事
- ・川井浄水場無停電電源設備更新工事 ほか

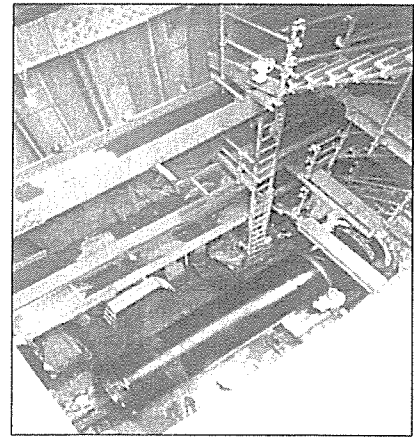


ポンプ場内部

(5) 配水幹線の整備 — 5億2,072万円
(11億4,875万円)

水圧の均等化や漏水破裂事故時における断水の区域縮小・時間短縮のため、管路のループ化やバックアップ管など配水幹線の整備を行います。

- ・川上高区線口径500mm配水管新設工事 ほか



推進工法による工事

(6) 送水機能の強化

4億6,926万円
(21億6,677万円)

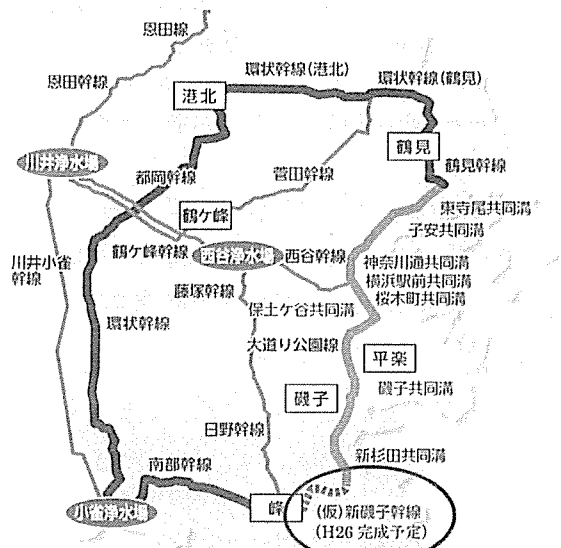
水源事故等により浄水場が停止した場合にも、他の浄水場からのバックアップ体制を強化するため、浄水場と配水池を結ぶ送水管の整備を進めており、26年11月には市内を一周する*大環状線が完成します。

これにより、浄水場や配水池間のネットワークが強化され、より災害時などのバックアップ機能が強化されます。

- ・(仮称)新磯子幹線口径1200mm送水管新設工事 ほか



*大環状線=市内を一周する全長約70kmの大口徑送水管。他の主要な送・配水管と一体となり、浄水場や配水池のネットワークを形成。



大環状線	送・配水幹線
共同溝運用中	川井小雀幹線
環状幹線・鶴見幹線	鶴ヶ峰幹線
南部幹線・大道路公園線	菅田幹線・恩田幹線
(仮)新磯子幹線 施工H22~26	日野・藤塚幹線
	都岡幹線

(7) 老朽管更新・管網整備による配水管の耐震化

194 億円
(180 億 3,780 万円)

昭和 40 年代に布設した配水管 (約 2,400km) が更新時期を迎えており、これらの管路を中心として漏水・破裂事故等の恐れがある老朽管を耐震管へ更新します。

また、配水管網を整備することにより、災害時や、漏水事故時における飲料水の確保を図ります。

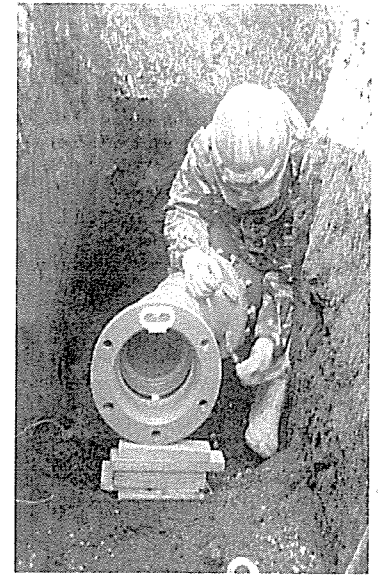
更新・新設にあたっては、耐久性が飛躍的に向上した「*100 年管」を採用し、コストの縮減を図ります。

また、水道工事の実施に伴う騒音・振動・通行止などは、市民生活に影響があるため、お客さまに対して工事計画などの情報提供を促進します。

●26 年度老朽管更新延長 110km 管網整備延長 3km

*100 年管…耐久性が飛躍的に向上した新しい耐震管

(GX 形ダクタイル鋳鉄管)



耐震管布設状況

(8) 配水管の腐食性
土壌対策

<再掲> 21 億 898 万円
(14 億 3,859 万円)

市内の北部方面と南部方面の大規模開発区域などに多く分布する「*腐食性土壌」に埋設された配水管は、耐用年数に達する前に漏水することがあり、生活に多大な影響を及ぼす恐れがあるため、優先的に更新します。

●26 年度更新延長 11.9 km

26 年度末累計更新延長 112.3km

計画：12～37 年度 更新延長 160.0km

*腐食性土壌…約 100 万年前に海だった地層で、腐食性の強い粘土質の土壌

水道施設の耐震化率

大規模地震などの災害に備え、施設の更新・耐震化など、災害対策を強化します。

	26 年度末 見込み	27 年度末 目標値
自然流下系 導水路線	80%	80%
浄水施設	43%	43%
配水池等	82%	93%
基幹管路 (※)	66%	67%
送・配水管	21%	22%

(※) 基幹管路

導水管、送水管、口径 400mm 以上の配水管

(9) 震災時の重要拠点施設への管路の耐震化

<再掲> 4 億 2,928 万円
(6 億 5,478 万円)

震災時に重要な拠点となる区役所、土木事務所、病院などの施設及び、震度 7 や液状化の発生が想定される地域にある地域防災拠点への水道管路について優先的に耐震化を進めます。

●26 年度整備か所数 10 か所

25～29 年度の計画 50 か所 (25 年度：12 か所着手)

拡 (10) 消火栓補修弁補強事業

5 億 5,840 万円
(1 億円)

消火栓の漏水事故対応として、計画的に消火栓補修弁の調査及び修繕（補強）を 22 年度より行っています。

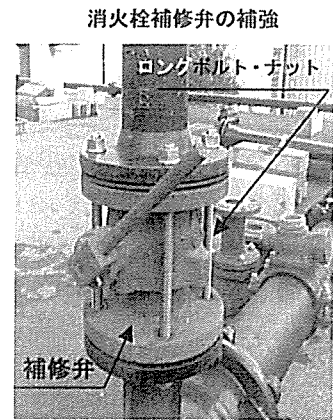
今後は、お客さまの安全確保を最優先に、すべての*旧型消火栓を対象とし、早急な修繕（補強）を進めていきます。

*旧型消火栓：11 年度以前に設置された消火栓（46,000 基）

[12 年度以降は補修弁内蔵型
小型消火栓（10,000 基）]

年度	補強基数
22実績	700 基
23実績	2,600 基
24実績	5,500 基
25見込	11,800 基
26予算	16,300 基
27予定	9,100 基
計	46,000 基

(市内消火栓基数 56,000 基)



**拡 (11) ポンプ場における 4 億 3,548 万円
停電対策等の強化 (5 億 1,823 万円)**

停電時の配水ポンプ停止による断水等の影響を最小限とするため、非常用発電設備の整備を推進します。

また、新たにポンプ設備等の事故時においても迅速な対応が図れるよう設備を改良します。

- ・西谷ポンプ場非常用自家発電設備新設工事（保土ヶ谷区）
- ・港南台ポンプ場計装設備更新工事（港南区）
- ・今井ポンプ場設備改良工事（保土ヶ谷区） ほか

**(12) 中村町事務所の 7 億 7,320 万円
再整備 (10 億 8,730 万円)**

建設後 40 年以上が経過し、更新・耐震化が必要となった中村町事務所を、市域の中心 4 区（西・中・南・保土ヶ谷）を所管する防災拠点として再整備します。

これにより、大規模地震発生時の初動体制を強化し、想定される被害に効果的に対応するとともに、事務の効率化を図ります。

また、事務所隣接用地については、防災拠点機能強化のための活用方法を検討します。

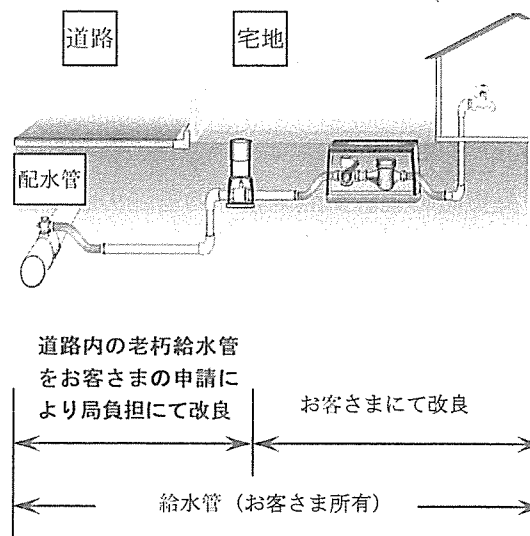
- 事務所建替工事（25～26 年度施工）
- ・地上 4 階建て・延床面積 4,300 ㎡
- ・総事業費：18.8 億円

新 (13) 道路内老朽給水管改良促進事業

2 億円

道路内老朽給水管は市内に約 4 万か所残存し、漏水事故の主な原因になっているほか、災害時には多くの被害が想定されます。このため、配水管更新時に老朽給水管の改良を進めています。

26 年度からは新たに、家屋の建替等に合わせ、お客さまからの申請に基づき局負担で耐震性に優れた給水管に取り替えることにより、改良の促進を図ります。



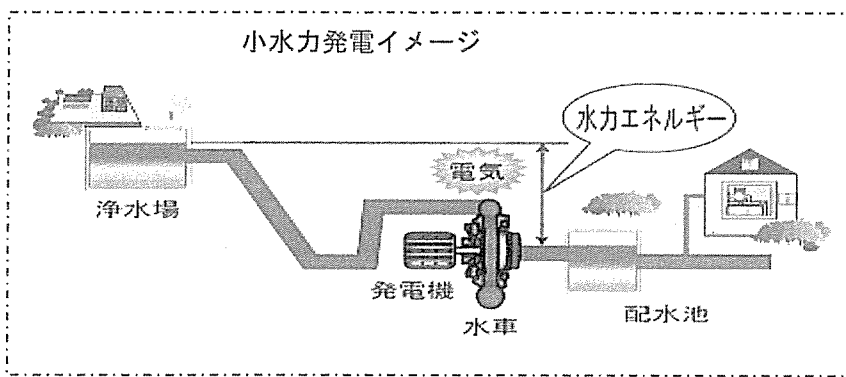
4 環境にやさしい水道システム

〔1〕再生可能エネルギーの有効活用

3億2,125万円
(1億9,706万円)

水道水を供給する過程で生じる水力エネルギーを有効利用する小水力発電設備や太陽光発電設備の設置など、積極的に再生可能エネルギーの導入を推進します。

- ・峰配水池、恩田配水池小水力発電設備の設置（発電容量 各37kW）
- ・今井配水池、金沢配水池小水力発電設備の機器製作（発電容量 各35kW 27年度完成予定）
- ・川井浄水場配水池屋上等太陽光発電設備の稼動（発電容量 336kW）



26年度末発電容量
2,252kW
年間予想発電量
528万kWh

1600軒分

〔2〕市民ボランティアとの協働による水源林の整備

1,029万円
(1,023万円)

「NPO法人 道志水源林ボランティアの会」等と協働して、水源地道志村の民有林5ヘクタールの整備を行います。活動は、市民・企業等からの寄附金や「はまっ子どうし The Water」の売上金の一部による「横浜市水のふるさと道志の森基金」を活用します。



ボランティアによる間伐作業

〔3〕水源エコプロジェクト W-eco・p(ウィコップ)

ウィコップは企業や団体と協働して水源保全を行う取組です。協定に基づき企業・団体の皆さまの寄付金を道志水源かん養林の整備に活用するとともに、協働して水源保全の大切さをPRします。

- 26年度協定締結数 5団体（更新4、新規1）
(26年度末：14団体)
- 26年度整備面積 24.6ha
(21～26年度の累計：93.4ha)

水源エコプロジェクト
W-eco・p
ウィコップ

〔4〕水源環境保全の普及

588万円
(130万円)

企業・学生向けの道志水源林間伐体験などを通じ、自然に触れ合い、水道や水源地域の保全に理解を深めていただく機会を創出します。

- ・道志村との協調による間伐材の有効活用
- ・神奈川県内5水道事業体と共催で水源通行手形事業を実施



チップ化した間伐材を敷いた通路

5 お客さま満足度の高い水道サービス

(1) 地域に身近なサービスの提供

1,728 万円
(1,850 万円)

水に学び水に親しむ機会の事業として、市内小中学生を対象に「水と緑のスタンプラリー」を実施します。企業等の協力を得ながら、図書館など市内各所の施設等と連携して実施します。



スタンプラリーの景品交換の様子

地域サービスセンターを中心に、小学校4年生を対象として行う出前水道教室や区民まつり等のイベントへの出展など、お客さまとの交流を図り、水道事業の積極的なPRを行います。



菊名ウォータープラザまつりの風景

(2) 市民との協働による応急給水対策の強化

465 万円
(1,107 万円)

災害時に市民の皆さまが主体的に活動できるように、引き続き災害用地下給水タンク等による応急給水訓練を実施します。

あわせて応急給水に使用する資機材の確実なメンテナンスを行うとともに、区ごとの「災害時給水マップ」を配布し、応急給水拠点の周知を図ります。



防災訓練の様子

(3) 「はまっ子どうし The Water」を通じたプロモーション

9,100 万円
(1 億 4,425 万円)

「はまっ子どうし The Water」の製造販売や公民連携による様々なPR事業を通じ、水源保全などのプロモーションを推進します。

これにより、水源とおいしい水との関係など、水道事業への理解促進を図ります。

また、売上の一部を道志水源かん養林の整備やアフリカ諸国の水環境改善等への支援に活用します。

26 年度予定 120 万本
(25 年度見込 110 万本)



はまっ子どうし The Water

(4) 「横浜のおいしい水」検定 300 万円 (300 万円)

水道水の安全性やおいしさ、水道事業の仕組みについて、お客さまに楽しく、より深く学んでいただくため、「横浜のおいしい水」検定を実施します。

- 25 年度受検者実績 () 内は合格者

1 級	31 人	(20 人)
2 級	25 人	(23 人)
3 級	6,193 人	(4,764 人)
- 22 年度から 25 年度の延べ人数

1 級	72 人	(46 人)
2 級	237 人	(170 人)
3 級	17,095 人	(13,011 人)

6 創造と挑戦の活力ある企業精神

(1) 業務の効率化・事業見直しによる経費削減と資産の有効活用

業務の見直しによる職員定数の削減、事業見直しによる工事コスト・維持管理費、支払利息の削減など、様々な視点から徹底した経費削減に取り組みます。

また、不動産資産や調査・分析などの職員の技術力等、あらゆる資産の活用により水道料金以外の収入を確保し、財政基盤の強化を図ります。

- 職員定数の削減 【効果額 △5億8,800万円】
 - ・給水工事完了検査業務見直し及び宅地内漏水業務の見直し等により △68人 (1,465人→1,397人)
- 工事コストの縮減 【効果額 △8億9,000万円】
 - ・耐震補強の工法を見直ししたことによる工事費用の縮減
 - ・水道管の口径縮小や複数管の1本化などによるダウンサイジング
 - ・新型管の採用による掘削土量の削減
- 維持管理費等の削減【効果額 △1億4,000万円】
 - ・庁舎維持管理費の見直し
 - ・ポンプ設備の修繕周期見直し ほか
- 支払利息の削減 【効果額 △4億3,000万円】
 - ・高金利企業債の繰上償還 (22年度から25年度の合計108億円)による利息の削減 (26年度の効果額)
- 資産の有効活用 【収入額 3億9,000万円】
 - ・未利用地の売却や貸付等による不動産の活用 ほか



旧南営業所跡地(南区)
時間貸し駐車場

※ (2) 事務所の統合

地域サービスセンター（9か所：水道料金業務等を所管）と給水維持課（8か所：給水装置業務等を所管）は、業務の関わりが深いことから、所管エリアを統一し7エリアにするとともに、同一庁舎で業務を執行できるよう事務所を統合します。

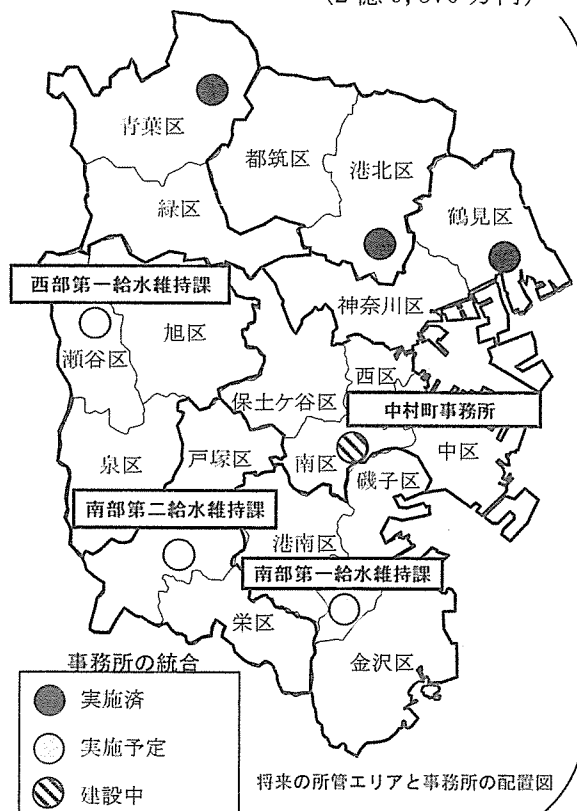
これにより、お客さまサービスの充実や災害時の対応力強化を図るとともに、事務の効率化や庁舎関連経費の削減を図ります。

26年度は南西部方面（3か所）の給水維持課事務所を改修するための設計を行います。

- 26年度に改修の設計を行う事務所
 - ・南部第一給水維持課事務所（磯子区）
 - ・南部第二給水維持課事務所（戸塚区）
 - ・西部第一給水維持課事務所（瀬谷区）

※事務所の統合に伴い、組織再編についても検討を進めます。

6,900万円
(2億9,370万円)



将来の所管エリアと事務所の配置図

(3) 水道事業に係る
新たなビジョンの検討 150万円
(—)

「横浜水道長期ビジョン・10か年プラン」の策定から9年目を迎え、水道事業を取り巻く環境は、東日本大震災の発生など、策定時の状況から大きく変化しています。

そこで、将来にわたり持続的な事業経営を行うため、25年度に実施した中長期的な経営課題の検討を踏まえ、水道事業の長期的な方向性を示す新たなビジョンを検討します。

(4) 障害者就労施設
への自立支援 — 1,074万円
(868万円)

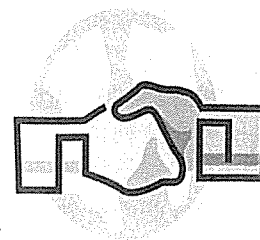
障害者の就労支援や福祉の増進を図るため、各種作業を障害者施設に委託します。

- ・ 廃棄水道メーターの分解作業
- ・ 目の不自由なお客さまにご利用状況をお知らせするため、水道料金等の点字によるお知らせ等の印刷物作成・送付業務
- ・ 新たに入居されるお客さま宛てに水道局からお知らせする「水道メモセット」の封入作業等

中小企業振興と市内経済活性化の取組

水道事業は中小企業をはじめとする様々な市内企業に支えられています。平成24年度水道局の競争入札による工事発注では、件数・金額ともに約9割を市内中小企業が受注しており、この金額は全市ベースでの市内中小企業受注額の約4分の1を占めています。

今後も水道事業を共に支えるパートナーとしての関係構築に努めるとともに、市内企業の受注機会の増大や経営基盤の強化促進などに積極的に取り組みます。



1 受注機会の増大につながる取組

(1) 市内中小企業者の優先発注及びインセンティブ発注の拡大

土木設計業務などの一部で参加資格を市内中小企業に限定したり、参加者を成績評定点が優良な事業者限定した入札（試行）を行います。

(2) 道路内老朽給水管改良促進事業（26年度予算額2億円）

老朽給水管改良工事の促進により、工事量の増大を図ります。

2 技術力の向上支援など経営基盤の強化促進につながる取組

(1) 横浜市指定給水装置工事事業者新規事業者講習会の開催
関係法令や設計・施工技術等に関する講習会を開催します。

(2) 横浜水ビジネス協議会の運営による市内企業の海外展開支援
(市内企業65者中、中小企業52者)(H25年12月現在)
海外の水道事業体へのプロモーションや会員への情報提供などにより市内企業の海外展開を支援します。

3 市の施策への協力、地域社会への貢献等を評価する取組

(1) 水源エコプロジェクト(W-e co・p ウィコップ)の推進

企業・団体等の社員研修や環境教育の場の提供、環境貢献活動としてのPRを支援します。

(2) 水道局パートナーシップデスク事業

様々な担い手とそれぞれの強みを活かし新たな価値を作り出す提案窓口を設置し、運用しています。
(事業例) 災害時支援協力協定 (H25年9月締結)

(5) 水道事業における国際貢献の推進

1,477 万円
(1,971 万円)

長年培った技術と JICA 等の国際機関との連携等国際協力のネットワークを活かし、職員の派遣・海外研修員の受入によって、アジア・アフリカなどにおける水道の課題解決に取り組みます。また、国際会議の横浜誘致・開催により、水事業の世界的な課題や最新の水道技術に関する知見を横浜から発信します。

- ・ ベトナム 3 機関との覚書に基づく相互協力
- ・ JICA 共催事業「第 3 回アジア地域上水道事業幹部フォーラム」(7 月開催予定)
- ・ IWA LESAM2015 横浜開催に向けた準備活動 ほか

⑥ 海外水ビジネス展開 3,514 万円
への支援 (699 万円)

国際貢献の経験を活かし、様々な場で技術力の PR や海外水道事業体等のニーズを把握するとともに、海外研修員受入等でのビジネスマッチングの機会創出や、民間企業の優れた技術の紹介など、公民連携を強化し市内企業の海外水ビジネス展開を支援します。

- ・ JICA 草の根技術協力事業
- ・ 横浜水ビジネス協議会との連携
- ・ IWA 国際会議展示会への出展 ほか

《海外水ビジネス展開支援の事例》

民間技術によるベトナム『安全な水』供給プロジェクトがスタート！(JICA 草の根技術協力事業)

- 期 間：25～28 年度
- 事業費：6,000 万円
(うち 26 年度 2,800 万円)
※ 事業費は JICA 負担
- 実施団体：
 - ・ ベトナム
(フエ省水道公社ほか)
 - ・ 日本
(横浜市水道局、横浜水ビジネス協議会 会員企業 4 社)



現地浄水場視察の様子

(7) 横浜ウォーター(株)と連携したビジネス展開

<一部再掲> 1 億 4,449 万円
(1 億 8,619 万円)

横浜ウォーター株式会社は、国内外の水道事業の課題解決に向けて、国際関連事業や国内水道事業体、民間企業への技術支援や研修事業等に取り組んでいます。

水道局は、これまで培ってきた技術力・ノウハウや 40 年にわたる国際協力の経験を横浜ウォーターのビジネス展開に生かすことにより、事業の進展を支援します。

- 横浜ウォーター(株)のビジネス展開への支援
 - ・ 海外調査案件へのコンサルティング業務
 - ・ 国内外の水道事業体等を対象とした研修業務
 - ・ 震災復興や公民連携に関する事業体支援業務
- 横浜ウォーター(株)への業務委託
 - ・ 給水装置工事審査等業務及び設備系データベース構築業務



海外研修生との交流

予算概況

工業用水道事業は、供給事業所の生産施設の移転等により契約水量の減量が続き、料金収入の逓減傾向が続いています。一方で、供給開始から50年以上が経過し施設の老朽化や震災対策が大きな課題となっています。

このため、「工業用水道事業中期経営計画（平成23年度～27年度）」の4年目となる26年度は、新規ユーザーの開拓や未利用地の売却などによる財源確保を図り、徹底した経費の削減により、健全で持続可能な財政運営の実現を目指すとともに、計画に基づいた更新改良による施設の耐震化を推進します。

(1) 工業用水道料金収入

供給事業所における契約水量の減量はあるものの、消費税率の改定を考慮し、25年度予算の26億8,700万円に比べ6,500万円増(2.4%)の27億5,200万円を見込みます。

(2) 耐震化促進のための建設改良費の確保

安定給水の確保のため、計画に基づいた老朽管の更新による耐震化を図ります。建設改良費は、25年度に比べ6億500万円増(43.4%)の19億9,900万円とします。

(3) 経費の削減と財源の確保

徹底した内部管理経費の削減に取り組むとともに、新規ユーザーの開拓、未利用地の売却や用地の貸付など、資産の有効活用を進め財源の確保に努めます。
また、建設改良費の財源として国庫補助金を確保します。

(4) 純利益、累積資金残額と企業債残高

純利益は、地方公営企業会計制度の見直しによる退職給付引当金の計上などの減少要因がありますが、新規ユーザーの獲得や、資産活用による財源確保、その他経費削減、支払利息の減少等により、25年度と比べ2,700万円増の4億4,400万円を計上しました。

累積資金残額は、25年度に比べ5億9,800万円減の20億1,800万円となります。

また、企業債残高は、企業債発行額を償還額の範囲内に抑えるなど、積極的な残高縮減の取り組みにより、25年度と比べ1億5,000万円縮減し、34億5,300万円とします。

主要事業

工業用水道施設の建設改良

19億9,900万円

(施設の老朽化対策等)

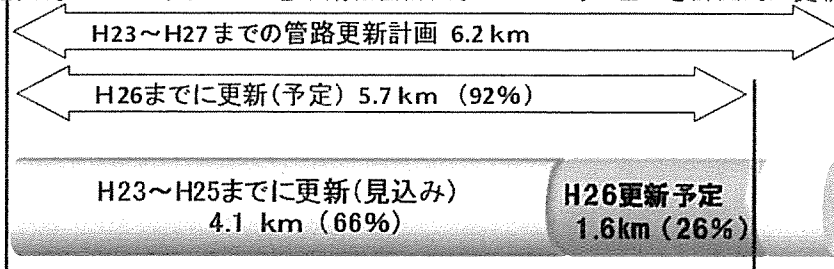
(13億9,500万円)

昭和40年前後に布設した配水管が更新時期を迎えていることから、漏水・破裂等が発生する恐れのある老朽管を対象に、耐震管へ計画的に更新するとともに、老朽化した電気機械設備などについても更新し、給水の安定を確保します。

<主な工事>

- ・新磯子町口径600mm配水管布設替工事(その3)
- ・片倉四丁目口径1100mm送水管布設替工事
- ・守屋町3丁目口径300mmから1100mm配水管更新工事
- ・鶴ヶ峰沈殿池掻寄機更新工事 ほか

管路総延長約90kmのうち6.2kmを中期経営計画〔H23～H27〕に基づき計画的に更新しています。



【業務の予定量】

区 分	平成26年度	平成25年度	増△減	増減率(%)
供給事業所数	66工場	65工場	1工場	1.5
1日当たり契約給水量	259,900m ³	260,800m ³	△900m ³	△0.3
職員計画	26人	26人	0人	0.0

【財政収支】

(単位：百万円)

区 分	平成26年度当初予算	平成25年度当初予算	増△減	増減率(%)
収益的収入	3,286	2,885	401	13.9
うち工業用水道料金	2,752	2,687	65	2.4
収益的支出	2,730	2,417	313	13.0
うち人件費	247	236	11	4.8
うち物件費等	1,309	1,350	△41	△3.1
うち支払利息等	78	84	△6	△6.8
うち特別損失	339	51	288	565.1
差 引	556	468	88	—
当年度純損益	444	417	27	—
資本的収入	258	484	△226	△46.7
うち企業債	111	128	△17	△13.3
資本的支出	2,276	1,682	594	35.3
うち建設改良費	1,999	1,394	605	43.4
うち企業債償還金	262	268	△6	△2.2
差 引	△2,018	△1,198	△820	—
当年度資金収支	△605	△1	△604	—
累積資金残額	2,018	2,616	△598	—
企業債残高	3,453	3,603	△150	—

重要なライフラインを支える工業用水

工業用水は、発電所、石油製品製造業、ガス供給業などのエネルギー産業へも供給されており、横浜の工業や経済と、首都圏の重要なライフラインを支えています。

横浜市では東日本大震災の教訓を生かし、施設の耐震化を順次進めています。

26年度は、横浜経済の一翼を担う臨海工業地帯への配水管を耐震管に計画的に更新するほか、災害時用備蓄材料を確保します。



<根岸湾臨海工業地帯>

平成26年度水道事業会計予算概要表 (対前年度比較)

(税込)

(単位：千円、%)

区 分		平成26年度当初予算		平成25年度当初予算		増 △ 減		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸び率	
収 入	水道料金	71,488,475	78.8	70,535,170	85.1	953,305	1.4	
	水道利用加入金	2,972,376	3.3	2,857,520	3.4	114,856	4.0	
	他会計繰入金	5,082,972	5.6	5,181,676	6.3	△ 98,704	△ 1.9	
	浄水受託収益	1,524,568	1.7	1,482,219	1.8	42,349	2.9	
	その他の他	4,306,951	4.7	2,792,702	3.4	1,514,249	54.2	
	長期前受金戻入	5,360,979	5.9	0	0.0	5,360,979	0.0	
	計	90,736,321	100.0	82,849,287	100.0	7,887,034	9.5	
支 出	人件費	12,465,087	13.1	14,850,237	18.5	△ 2,385,150	△ 16.1	
	物件費等	23,578,910	24.7	22,561,728	28.0	1,017,182	4.5	
	動力費	2,484,615	2.6	2,233,131	2.8	251,484	11.3	
	薬品費	738,484	0.8	713,499	0.9	24,985	3.5	
	修繕費等	9,126,031	9.6	8,465,607	10.5	660,424	7.8	
	委託料	5,837,279	6.1	5,745,549	7.1	91,730	1.6	
	その他の他	5,392,501	5.6	5,403,942	6.7	△ 11,441	△ 0.2	
	企業団受水費	18,036,833	18.9	17,914,269	22.3	122,564	0.7	
	企業団補助金	74,000	0.1	97,000	0.1	△ 23,000	△ 23.7	
	減価償却費等	22,453,566	23.5	20,948,717	26.1	1,504,849	7.2	
	支払利息等	3,992,608	4.2	3,838,820	4.8	153,788	4.0	
	特別損失	14,708,264	15.4	99,000	0.1	14,609,264	14,756.8	
予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0		
	計	95,359,268	100.0	80,359,771	100.0	14,999,497	18.7	
	収益的収支差引	△ 4,622,947	—	2,489,516	—	△ 7,112,463	—	
	消費税等調整額	1,677,108	—	1,138,405	—	538,703	—	
	純損益	△ 6,300,055	—	1,351,111	—	△ 7,651,166	—	
資 本 的 収 入	企業債	7,000,000	72.3	8,400,000	68.0	△ 1,400,000	△ 16.7	
	一般会計出資金	1,092,000	11.3	1,158,000	9.4	△ 66,000	△ 5.7	
	工事負担金等	897,300	9.3	1,262,701	10.2	△ 365,401	△ 28.9	
	国庫補助金	683,353	7.0	1,524,595	12.3	△ 841,242	△ 55.2	
	その他の他	11,074	0.1	11,462	0.1	△ 388	△ 3.4	
		計	9,683,727	100.0	12,356,758	100.0	△ 2,673,031	△ 21.6
	支 出	建設改良費	26,014,432	69.9	27,086,654	70.5	△ 1,072,222	△ 4.0
		基幹施設整備事業費	8,520,000	22.9	10,382,865	27.0	△ 1,862,865	△ 17.9
		配水管整備事業費	15,480,000	41.6	14,225,000	37.0	1,255,000	8.8
		その他建設改良費	2,014,432	5.4	2,478,789	6.5	△ 464,357	△ 18.7
		企業債償還金	10,569,921	28.4	10,594,461	27.6	△ 24,540	△ 0.2
		国庫補助金返還金	49,232	0.1	79,912	0.2	△ 30,680	△ 38.4
投資		549,236	1.5	614,167	1.6	△ 64,931	△ 10.6	
予備費	30,000	0.1	30,000	0.1	0	0.0		
	計	37,212,821	100.0	38,405,194	100.0	△ 1,192,373	△ 3.1	
	資本的収支差引	△ 27,529,094	—	△ 26,048,436	—	△ 1,480,658	—	
資 金 的 収 入	純損益	△ 6,300,055	—	1,351,111	—	△ 7,651,166	—	
	消費税等調整額	1,677,108	—	1,138,405	—	538,703	—	
	当年度分損益勘定留保資金	注(1) 31,456,996	—	21,012,717	—	10,444,279	—	
	資本的収支差引	△ 27,529,094	—	△ 26,048,436	—	△ 1,480,658	—	
	退職手当支給額	△ 1,958,428	—	0	—	△ 1,958,428	—	
	その他の他	3,561,003	—	0	—	3,561,003	—	
	計(当年度資金収支)	907,530	—	△ 2,546,203	—	3,453,733	—	
	前年度末資金残額	注(3) 14,411,768	—	注(2) 16,469,771	—	△ 2,058,003	—	
	累積資金残額	15,319,298	—	13,923,568	—	1,395,730	—	

注(1) 平成26年度当初予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入△5,360,979千円、退職給付引当金繰入額14,364,409千円を含む

注(2) 平成25年度当初予算の前年度末資金残額は、平成24年度決算の資金残額

注(3) 平成26年度当初予算の前年度末資金残額は、平成25年度補正予算(第1号)を反映した後の資金残額

平成26年度水道事業会計予算概要表 (会計制度比較)

(税 込)

(単位：百万円)

区 分		25年度(A)	26年度(B)	増△減	26年度(C)	増△減	会計制度見直しの影響	
			(旧会計制度)	(B-A)	(新会計制度)	(C-B)		
収 入	水道料金	70,535	71,488	953	71,488			
	水道利用加入金	2,858	2,972	114	2,972			
	他会計繰入金	5,182	5,083	△99	5,083			
	浄水受託収益	1,482	1,525	43	1,525			
	その他の	2,792	2,810	18	4,307	1,497	旧制度の修繕引当金の戻入等	
	長期前受金戻入	—	—	—	5,361	5,361	補助金等の収益化	
	計	82,849	83,878	1,029	90,736	6,858		
	支 出	人件費	14,850	13,602	△1,248	12,465	△1,137	手当の算定方法の変更
		物件費等	22,562	23,777	1,215	23,578	△199	
		動力費	2,233	2,485	252	2,485		
薬品費		713	738	25	738			
修繕費等		8,466	9,126	660	9,126			
委託料		5,746	5,837	91	5,837			
その他の		5,404	5,591	187	5,392	△199	リース資産分の賃借料の減等	
企業団受水費		17,914	18,037	123	18,037			
企業団補助金		97	74	△23	74			
減価償却費等		20,949	22,325	1,376	22,454	129	リース資産減価償却費の増	
支 出	支払利息等	3,839	3,977	138	3,993	16	リース資産支払利息の増	
	特別損失	99	35	△64	14,708	14,673	過年度分の引当金の一括計上	
	予備費	50	50	0	50			
	計	80,360	81,877	1,517	95,359	13,482		
	収益的収支差引	2,489	2,001	△488	△4,623	△6,624		
	消費税等調整額	1,138	1,650	512	1,677	27		
	純損益	1,351	351	△1,000	△6,300	△6,651		
	資 本 的 収 支	企業債	8,400	7,000	△1,400	7,000		
		一般会計出資金	1,158	1,092	△66	1,092		
		工事負担金等	1,263	897	△366	897		
国庫補助金		1,525	683	△842	683			
その他の		11	11	0	11			
計		12,357	9,684	△2,673	9,684			
建設改良費		27,087	25,876	△1,211	26,014			
基幹施設整備事業費		10,383	8,520	△1,863	8,520			
配水管整備事業費		14,225	15,480	1,255	15,480			
その他建設改良費		2,479	1,876	△603	2,014	138	リース債務支払額の増等	
企業債償還金	10,594	10,570	△24	10,570				
国庫補助金返還金	80	49	△31	49				
投資	614	549	△65	549				
予備費	30	30	0	30				
計	38,405	37,075	△1,330	37,213				
資本的収支差引	△26,048	△27,391	△1,343	△27,529	△138			
資 金 収 支	純損益	1,351	351	△1,000	△6,300	△6,651		
	消費税等調整額	1,138	1,650	512	1,677			
	当年度分損益勘定留保資金	21,013	22,325	1,312	31,457	9,132	資金収支を伴わない収益的収支	
	資本的収支差引	△26,048	△27,391	△1,343	△27,529	△138		
	退職手当支給額	—	—	—	△1,958	△1,958	予算執行を伴わない資金の減	
	その他の	—	—	—	3,561	3,561	退職給与引当金の戻入相当分	
計(当年度資金収支)	△2,546	△3,066	△520	908	3,974			
前年度末資金残額	16,470	14,412	△2,058	14,412				
累積資金残額	13,924	11,346	△2,578	15,319	3,973			

平成26年度工業用水道事業会計予算概要表（対前年度比較）

(税込)

(単位：千円, %)

区 分		平成26年度当初予算		平成25年度当初予算		増 △ 減		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸び率	
収入	工業用水道料金	2,751,788	83.7	2,687,227	93.2	64,561	2.4	
	その他	340,781	10.4	197,541	0.0	143,240	72.5	
	長期前受金戻入	193,491	5.9	0	0.0	193,491	—	
	計	3,286,060	100.0	2,884,768	93.2	401,292	13.9	
支出	人件費	246,976	9.0	235,648	9.7	11,328	4.8	
	物件費等	1,308,677	47.9	1,350,392	55.9	△ 41,715	△ 3.1	
	負担金	1,074,240	39.3	1,171,248	48.5	△ 97,008	△ 8.3	
	修繕費等	91,750	3.4	57,650	2.4	34,100	59.2	
	その他	142,687	5.2	121,494	5.0	21,193	17.4	
	減価償却費等	749,910	27.5	688,766	28.5	61,144	8.9	
	支払利息等	78,658	2.9	84,423	3.5	△ 5,765	△ 6.8	
	特別損失	339,176	12.4	51,000	2.1	288,176	565.1	
	予備費	7,000	0.3	7,000	0.3	0	0.0	
	計	2,730,397	100.0	2,417,229	100.0	313,168	13.0	
支	収益的収支差引	555,663	—	467,539	—	88,124	—	
	消費税等調整額	111,541	—	50,840	—	60,701	—	
	純損益	444,122	—	416,699	—	27,423	—	
資本的収入	企業債	111,000	43.0	128,000	26.4	△ 17,000	△ 13.3	
	国庫補助金	143,600	55.7	115,080	23.8	28,520	24.8	
	工事負担金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	その他	3,418	1.3	241,143	49.8	△ 237,725	△ 98.6	
	計	258,018	100.0	484,223	100.0	△ 226,205	△ 46.7	
	資本的支出	建設改良費	1,999,232	87.8	1,394,623	82.9	604,609	43.4
		工業用水道施設整備事業費	1,478,567	64.9	1,149,813	68.3	328,754	28.6
その他建設改良費		520,665	22.9	244,810	14.6	275,855	112.7	
企業債償還金		261,786	11.5	267,759	15.9	△ 5,973	△ 2.2	
国庫補助金返還金		11,000	0.5	16,000	1.0	△ 5,000	△ 31.3	
予備費		4,000	0.2	4,000	0.2	0	0.0	
計	2,276,018	100.0	1,682,382	100.0	593,636	35.3		
資金収支	資本的収支差引	△ 2,018,000	—	△ 1,198,159	—	△ 819,841	—	
	純損益	444,122	—	416,699	—	27,423	—	
	消費税等調整額	111,541	—	50,840	—	60,701	—	
	当年度分損益勘定留保資金	注(1) 894,126	—	729,766	—	164,360	—	
	資本的収支差引	△ 2,018,000	—	△ 1,198,159	—	△ 819,841	—	
	退職手当支給額	△ 36,896	—	0	—	△ 36,896	—	
計(当年度資金収支)	△ 605,107	—	△ 854	—	△ 604,253	—		
前年度末資金残額	注(3) 2,623,152	—	注(2) 2,617,194	—	5,958	—		
累積資金残額	2,018,045	—	2,616,340	—	△ 598,295	—		

注(1) 平成26年度当初予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入△193,491千円、退職給付引当金繰入額337,707千円を含む

注(2) 平成25年度当初予算の前年度末資金残額は、平成24年度決算の資金残額

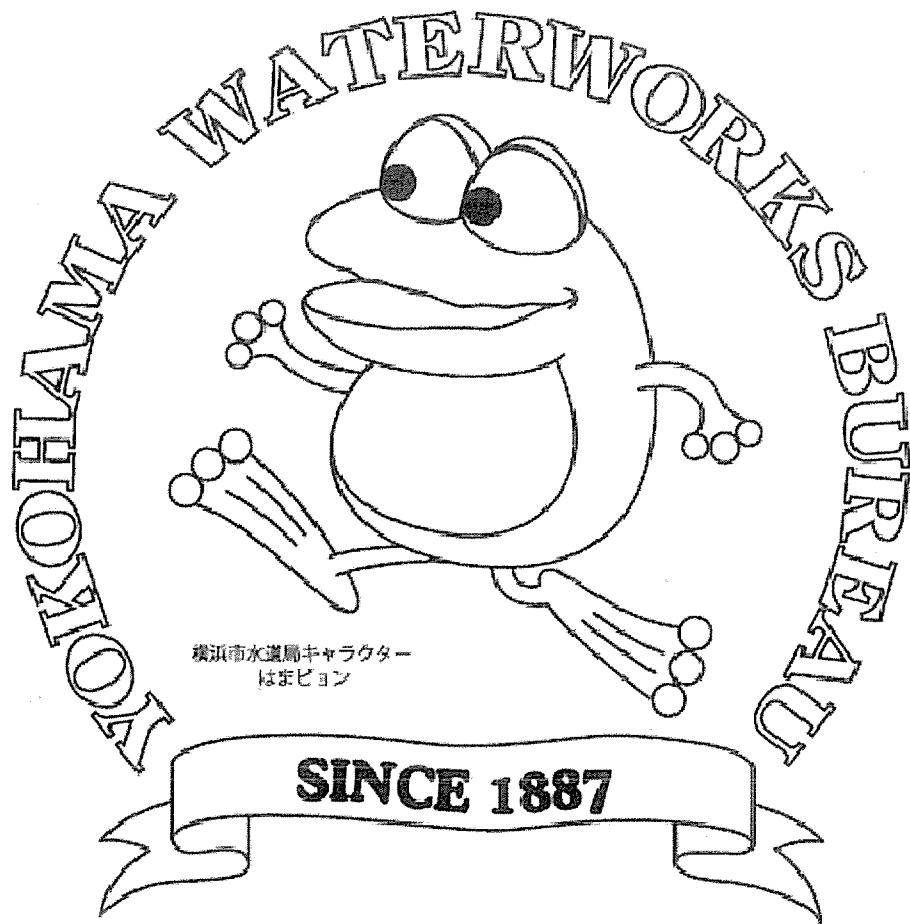
注(3) 平成26年度当初予算の前年度末資金残額は、平成25年度補正予算(第1号)を反映した後の資金残額

平成26年度工業用水道事業会計予算概要表 (会計制度比較)

(税 込)

(単位：百万円)

区 分		25年度(A)	26年度(B) (旧会計制度)	増△減 (B-A)	26年度(C) (新会計制度)	増△減 (C-B)	会計制度見直しの影響	
収 入	工業用水道料金	2,687	2,752	65	2,752			
	その他の	198	209	11	341	132	旧制度引当金の戻入益	
	長期前受金戻入	—	—	—	193	193	補助金等の収益化	
	計	2,885	2,961	76	3,286	325		
支 出	人件費	236	222	△14	247	25	手当の算定方法の変更	
	物件費等	1,350	1,346	△4	1,309	△37		
	負担金	1,171	1,111	△60	1,074	△37	引当金の計上義務化に伴う減	
	修繕費等	58	92	34	92			
	その他の	121	143	22	143			
	減価償却費等	689	711	22	750	39	減価償却計算方法の変更	
	支払利息等	84	78	△6	78			
	特別損失	51	10	△41	339	329	過年度分の引当金の一括計上	
	予備費	7	7	0	7			
	計	2,417	2,374	△43	2,730	356		
支	収益的収支差引	468	587	119	556	△31		
	消費税等調整額	51	111	60	112	1		
	純損益	417	476	59	444	△32		
資 本 的 収 入	企業債	128	111	△17	111			
	国庫補助金	115	144	29	144			
	工事負担金	0	0	0	0			
	その他の	241	3	△238	3			
		計	484	258	△226	258	0	
	支 出	建設改良費	1,395	1,999	604	1,999		
		工業用水道施設整備事業費	1,150	1,479	329	1,479		
その他建設改良費		245	520	275	520			
企業債償還金		268	262	△6	262			
国庫補助金返還金		16	11	△5	11			
予備費		4	4	0	4			
	計	1,682	2,276	594	2,276	0		
	資本的収支差引	△1,198	△2,018	△820	△2,018	0		
資 金 収 支	純損益	417	476	59	444	△32		
	消費税等調整額	51	111	60	112	1		
	当年度分損益勘定留保資金	730	711	△19	894	183	資金収支を伴わない収益的収支	
	資本的収支差引	△1,198	△2,018	△820	△2,018			
	退職手当支給額	—	—	—	△37	△37	予り執行を伴わない資金の減	
	計(当年度資金収支)	0	△720	△720	△605	115		
	前年度末資金残額	2,056	2,623	567	2,623			
	累積資金残額	2,056	1,903	△153	2,018	115		



横浜市水道局キャラクター
はまピョン

SINCE 1887

平成26年度 水道局 運営方針

I 基本目標

確かな技術と品質で市民のくらしを守ります！

～チーム力で 次世代 水道に挑戦～

㊦ 事務所統合 ㊧ セラロッカ ㊨ だいに 大環状線



水道局キャラクター
はまびよん

II 目標達成に向けた施策

1 トップレベルの安全でおいしい水

国内最先端膜ろ過施設であるセラロッカ(川井浄水場)の運転を開始し、さらに、西谷浄水場ではかび臭等への対策として、最適な浄水処理方法の検討を引き続き進めます。

2 蛇口にいつでも新鮮な水

子どもたちが水道水を飲む文化を育むため、教育委員会と協力して小・中学校の水飲み場の直結給水化を進めます。また、貯水槽水道の管理水準の向上を図るため、巡回点検を行います。

3 災害に強い信頼のライフライン

大地震に備え、水道施設の耐震化や老朽管更新、管路のネットワーク整備を引き続き進めます。また、ポンプ場の停電対策の強化や道路内老朽給水管の改良を促進します。

4 環境にやさしい水道システム

小水力や太陽光発電設備の設置を進め、再生可能エネルギーの活用を促進します。また、市民ボランティア、企業や団体と協働して水源保全の取組を進めます。

5 お客さま満足度の高い水道サービス

お客さまの声を改善につなげる取組や広聴・広報の充実などを通じて、お客さま満足度の向上につなげます。また、非常用飲料水の備蓄を促進するとともに、市民の皆さまとの協働による応急給水対策を強化します。

6 創造と挑戦の活力ある企業精神

国際貢献の推進や市内企業の海外水ビジネス展開への支援、横浜ウォーター株式会社と連携した事業展開などにより、国内外の水道事業の課題解決を図ります。また、水道事業に係る新たなビジョンを検討します。

III 目標達成に向けた組織運営

基本目標の達成に向けた施策を進めるため、次の姿勢を大切にします。

● チーム力の発揮による現場力の強化

お客さまや事業者と直接接する現場を組織全体でしっかり支え、現場からの意見やアイデアを活かします。また、事務所の統合により、部門や職種を越えた強いチーム力を発揮することで、市民サービスの向上を図ります。



● 人材の育成と経営基盤の強化

全ての職員が、相互に学びあい育てあうことで技術を継承し、高いモチベーションを持つ組織文化を醸成します。また、職員が一丸となって改善に取り組み、効率的・効果的に業務を行うとともに、中長期的な経営課題の解決を目指し、新たなビジョンの検討を進めます。



● 公民連携と地域・社会への貢献

地域の皆さまやNPO 団体、民間企業、大学など多様な担い手と連携し、震災対策をはじめ、水道事業の様々な課題解決を図ります。また、水道局と関連企業がパートナーとしてともに成長する関係の構築に努め、市内企業の受注機会の拡大や技術力の向上支援など経済の活性化につなげます。

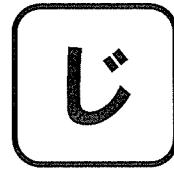


★基本目標等を具体化する、主な事業・取組については、次頁をご覧ください。

確かな技術と品質で 市民のくらしを守ります！

じ・せ・だい
～チーム力で次世代水道に挑戦～

- 1 トップレベルの安全でおいしい水
- 2 蛇口にいつでも新鮮な水
- 3 災害に強い信頼のライフライン
- 4 環境にやさしい水道システム
- 5 お客さま満足度の高い水道サービス
- 6 創造と挑戦の活力ある企業精神



事務所統合

～チーム力でサービス向上～



セラロツカ

～最先端技術の膜ろ過処理で
トップレベルの水を提供～



大環状線

～災害時のバックアップ機能を強化～



参考 主な事業・取組

1 トップレベルの安全でおいしい水	
【主な事業・取組】	【内容】
<ul style="list-style-type: none"> ●道志水源林の保全 ●セラロック(川井浄水場)の稼働 ●西谷浄水場の再整備に向けた検討 ●水質管理の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒横浜市の保有する道志水源かん養林の着実な整備(整備予定面積:78ha) ⇒PFI 手法により整備を進めてきた膜ろ過浄水施設セラロックの運転開始及び安定した運営・維持管理 ⇒浄水処理方法の検討(有識者検討会実施) 活性炭使用方法の民間企業との共同研究 ⇒品質管理体制の継続により水質検査体制を強化し、国の基準よりもさらに厳しい横浜独自の水質目標の達成
2 蛇口にいつでも新鮮な水	
【主な事業・取組】	【内容】
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちが水道水を飲む文化を育む事業 ●貯水槽水道巡回点検 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒小・中学校の水飲み場に係る直結給水工事費の助成 (直結化実施校累計:25年度218校→26年度末233校) ⇒26年度から2巡目の巡回点検実施 26年度予定数1,360件(点検対象施設6,800件を5年間で完了予定)
3 災害に強い信頼のライフライン	
【主な事業・取組】	【内容】
<ul style="list-style-type: none"> ●水道施設の更新・耐震化 ●送水機能の強化 ●震災時の重要拠点施設への管路の耐震化 ●消火栓補修弁補強事業 ●ポンプ場の停電対策等の強化 ●中村町事務所の再整備 ●道路内老朽給水管改良促進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒浄水施設、配水池など基幹施設の耐震化工事 (西谷沈でん池、小雀2号配水池の完了 ほか) ⇒(水道事業)老朽管更新110km (工業用水道事業)老朽管更新1.6km ⇒(仮称)新磯子幹線の完成(大環状線の完成) ⇒26年度実施予定施設10か所(地域防災拠点、土木事務所、病院など) ⇒26年度補強予定基数16,300基(旧型消火栓)※27年度完了予定 ⇒非常用発電設備の整備(西谷ポンプ場、港南台配水ポンプ場)及びポンプ場設備の改良(今井ポンプ場流量調節弁の予備機設置など) ⇒事務所の建替工事の完了と市域の中心4区を所管する事業所の移転 ⇒道路漏水発生の主たる原因となっている道路内の老朽給水管について、お客さま(所有者)からの申込に基づき、水道局の費用負担で耐震性に優れた給水管に改良
4 環境にやさしい水道システム	
【主な事業・取組】	【内容】
<ul style="list-style-type: none"> ●再生可能エネルギーの有効活用 ●市民ボランティアとの協働による水源林の整備 ●水源エコプロジェクト W-eco・p(ウィコップ) ●水源環境保全の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒小水力発電設備設置(峰配水池・恩田配水池) 小水力発電設備の機器製作(配水池2か所) 太陽光発電設備稼働(川井浄水場配水池屋上等) ⇒ボランティアと一体となった活動の推進とPRの強化 (整備予定面積:5ha) ⇒26年度協定締結数5団体(更新4、新規1) (26年度末:14団体) ⇒道志水源林間伐材の有効活用及び水源通行手形事業の実施など

5 お客さま満足度の高い水道サービス	
【主な事業・取組】	【内容】
<p>●地域に身近なサービスの提供</p> <p>●市民との協働による応急給水対策の強化 (災害時に備えた非常用飲料水の備蓄促進)</p> <p>●パートナーである委託事業者と連携した取組</p> <p>●「はまっ子どうし The Water」を通じた水源保全プロモーション</p> <p>●お客さまの声を改善につなげる取組</p>	<p>⇒水道事業への理解を深める取組として、出前水道教室、浄水場見学、イベントなどの開催(全小学校、各イベント会場)</p> <p>⇒災害用地下給水タンクの応急給水訓練実施 (60m³タンク118か所の実施率:25年度90%→26年度95%)</p> <p>⇒企業や区役所など多様なパートナーとの応急給水訓練の実施</p> <p>⇒広報やイベントの場を活用し、市民・企業等への横浜水缶の販売等を通じた飲料水の備蓄促進と応急給水拠点のPR強化 (応急給水拠点認知度:25年度32%→26年度40%) 〔飲料水備蓄の割合 家庭:25年度29%→26年度32% (一人9リットル以上) 企業:25年度15%→26年度17%〕</p> <p>⇒「横浜市孤立予防対策」の取組 (メーター検針の委託事業者との連携による孤立を防ぐ地域づくりへの貢献)</p> <p>⇒協働による取組推進 ・パートナーシップ研修の充実 ・防災訓練の実施 ・施設見学の実施</p> <p>⇒公民連携による新規プロモーション事業の実施</p> <p>⇒販売収入で製造費等の経費を賄うとともに、広報価値換算を含め、事業収支全体の均衡を図る(販売本数120万本)</p> <p>⇒「はまっ子どうし The Water」を通じた水源保全のPR (水源保全への関心度:25年度79.8%→26年度82%)</p> <p>⇒様々なお客さまの声を事業や運営につなげる取組の強化 ・お客さまやインターネットモニター等の声の施策への反映と改善の推進</p>
6 創造と挑戦の活力ある企業精神	
【主な事業・取組】	【内容】
<p>●資産の有効活用と業務の効率化・事業見直しによる経費削減</p> <p>●事務所の統合</p> <p>●水道事業に係る新たなビジョンの検討</p> <p>●人材育成施策の強化</p> <p>●障害者就労施設への自立支援</p> <p>●海外水ビジネスなど国内外の水道事業への貢献</p>	<p>⇒資産の有効活用 不動産売却及び賃貸料収入(5.5億円) (水道事業 3.5億円、工業用水道事業 2億円)</p> <p>⇒給水工事完了検査業務及び宅地内漏水業務の見直し等による効率的な執行体制の構築</p> <p>⇒お客さまにとって分かりやすく迅速なサービスの提供や、災害・事故発生時の対応力強化、人材育成・技術継承の活性化に向けた事務所の統合 ・南部第一給水維持課事務所他2か所の改修設計</p> <p>⇒持続可能な事業経営に向け、水道事業の長期的な方向性を示すビジョンの検討</p> <p>⇒マスターエンジニア・テクニカルエキスパート制度を活用した技術継承、スペシャルアドバイザー制度や料金業務マニュアル等を活用した料金実務継承</p> <p>⇒若手職員の人材育成とサポート強化 ・ITなどを活用した自己開発の支援 ・資格取得の推進強化 ・サポート制度の充実 ・産官学と連携した研修の拡充</p> <p>⇒障害者の就労支援(廃棄水道メーターの分解作業委託51,000個など)</p> <p>⇒国際貢献事業の推進(ベトナム3機関との覚書にもとづく技術協力など4件)</p> <p>⇒「横浜水ビジネス協議会」との連携など海外水ビジネス展開への支援(会員企業へのビジネス展開機会の提供4回)</p> <p>⇒横浜ウォーター(株)と連携したビジネス展開への取組推進</p>